

2014

ディスクロージャー誌

日本海信用金庫の 現況

Disclosure Report



星高山(江津市)



萩・石見空港(益田市)



浜田マリン大橋(浜田市)





日本海信用金庫の概要

(平成26年3月末現在)

- 本店 ● 島根県浜田市殿町83番地1
- 創立 ● 大正12年12月28日
- 店舗数 ● 13店舗
- 純資産額 ● 49億88百万円
- 会員数 ● 13,430名
- 常勤役員数 ● 138名 (男性:93名、女性:45名)

基本方針・経営方針

基本方針

日本海信用金庫は次の三つを柱として事業を推進する。

そのために役職員は協力して凡ゆる手段を尽くし業容の拡大と内容の充実に努める。

1. 地域の発展と会員・顧客へのサービス向上に努める。
2. 堅実経営に徹する。
3. 職員の資質と福祉の向上を図る。

経営方針

日本海信用金庫は、地域の「責任金融機関」としてその使命を具体的に果たすために、地域密着型金融の取り組み、単なる金融支援だけでなく、事業そのものの再生支援の必要性を最重要項目と位置づけ実践してまいります。

1. 「日本海信用金庫ブランド」の確立

- ・ 顧客満足度 (CS) の向上
- ・ 社会的責任 (CSR) への対応
- ・ 法令等遵守 (コンプライアンス) の徹底

2. 「絆の経営」の実践

- ・ 地域再生、活性化への積極的な支援
- ・ 地域課題解決への協力
- ・ 地域産業再生への支援
- ・ 魅力ある商品、サービスの開発

3. リスク管理体制の強化とガバナンスの向上

- ・ 統合的リスク管理への適切な対応
- ・ 内部統制機能及びガバナンスの向上

4. 人材の育成

- ・ 人間性あふれる優れた人材の育成
- ・ 「人間力」豊かな課題解決型金融を担う人材の育成

営業地域一覧

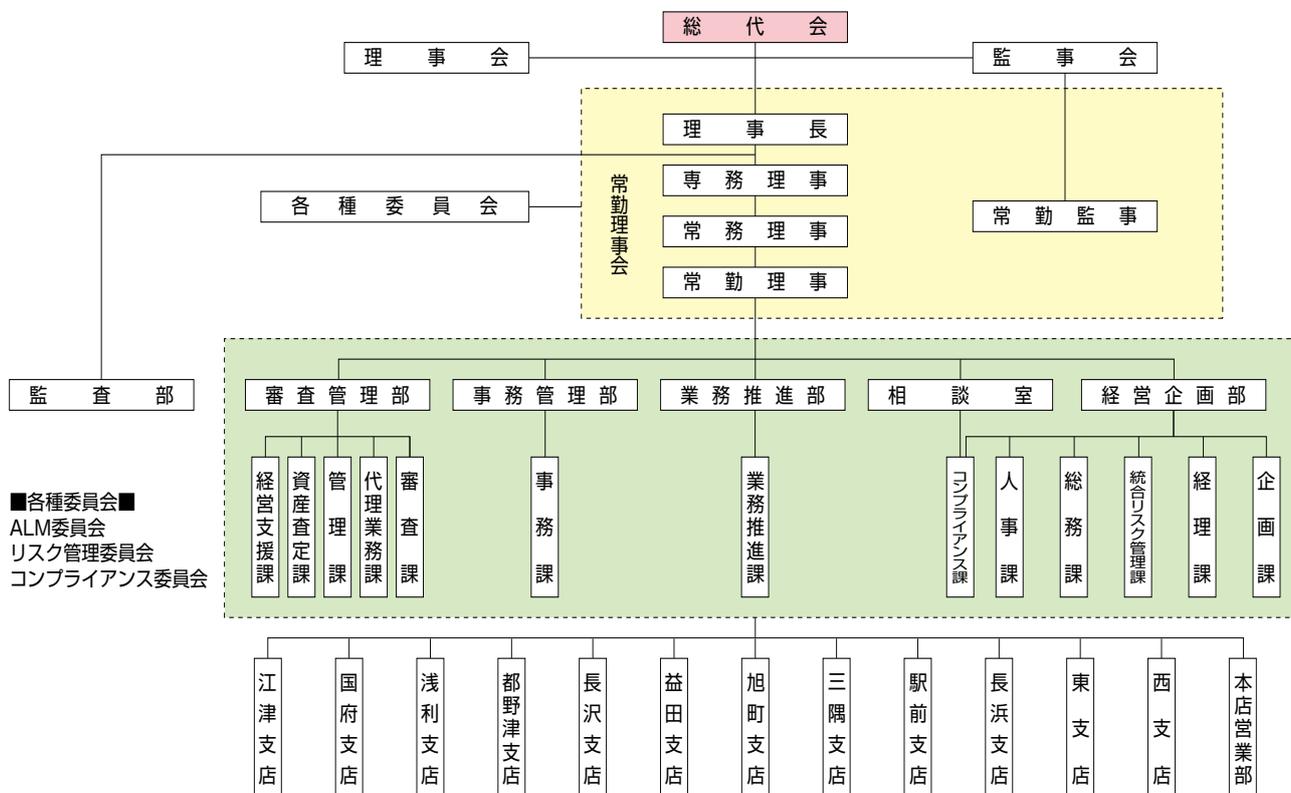
市郡町名	町村名又は地域区
島根県 浜田市	
江津市	
益田市	
大田市のうち	温泉津町、仁摩町
邑智郡邑南町のうち	市木、上田所、下田所、上亀谷、下亀谷、鱒淵、三日市、出羽、山田、淀原、岩屋、久喜、大林、上原、原村、和田、高見、伏谷、八色石、布施



事業の組織

平成26年6月末現在

日本海信用金庫組織図



■各種委員会■
ALM委員会
リスク管理委員会
コンプライアンス委員会

役員一覧

理事長 (代表理事)	吉本 晃司	常務理事 (代表理事)	野上 俊文	常務理事 (代表理事)	小川 義弘
常勤理事	木村 正典	常勤理事	西村 敏明	常勤理事	徳富 悠司
理事	櫛山 陽介	理事	小河 英樹	理事	七田 厚
常勤監事	高松 哲也	監事	岩倉 初喜	監事	近重 哲夫

※監事 岩倉初喜は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗一覧

●本店	浜田市殿町83番地1	TEL 0855-22-1850
●西支店	浜田市京町58番地	TEL 0855-22-0358
●東支店	浜田市朝日町1550番地	TEL 0855-22-0357
●長浜支店	浜市長浜町1528番地2	TEL 0855-27-0305
●駅前支店	浜田市浅井町1583番地	TEL 0855-22-3700
●三隅支店	浜田市三隅町三隅1373番地	TEL 0855-32-2500
●旭町支店	浜田市旭町今市365番地3	TEL 0855-45-1313
●益田支店	益田市あけぼの本町10番地3	TEL 0856-23-3456
●長沢支店	浜市長沢町3036番地	TEL 0855-22-4180
●都野津支店	江津市都野津町2280番地	TEL 0855-53-0306
●浅利支店	江津市浅利町78番地1	TEL 0855-55-1090
●国府支店	浜田市下府町1671番地3	TEL 0855-28-0205
●江津支店	江津市嘉久志町2305番地9	TEL 0855-52-2620

店外ATMコーナー

- ゆめタウン浜田店出張所
- 新町出張所
- 笠柄出張所
- シティパルク浜田出張所
- プリル出張所
- 周布出張所
- イオン益田店出張所
- ジュンテンドー江津出張所
済生会江津総合病院出張所
- グリーンモール出張所

●は土、日、祝日ATM稼働店

業績の概要

1. 事業方針

平成25年度は、第5次長期経営計画「絆の経営2012」～地域とのより強いかかわりとより強い期待に応えるために～の2年目を迎えました。お客様満足度が向上するサービスの提供と、地域社会の持続的な発展に貢献することを念頭に取り組みました。

かけがえのない地域の大事なインフラである中小零細企業を守るべく、経営改善に関する情報提供やアドバイス等、コンサルティング機能の強化に努めました。また、お客様との接点をいっそう増やしていくため、「給与振込」、「年金振込」、「個人ローン」、「クレジット機能一体型キャッシュカード」を中心に、家計取引の推進を実践しました。

昨年12月28日には創立90周年を迎え、『おかげさまで90周年 これからも地域とともに100年へ』をスローガンに掲げ、創立時の理念である「町民（市民）の生活安定と産業振興」を思い起こし取り組んだ結果、昨年末には念願の預金残高1,000億円を達成しました。

2. 金融経済環境

日本経済は、政府による経済政策、いわゆるアベノミクスによる大胆な金融緩和策、機動的な財政政策、そして第三の矢と言われる民間投資を呼びこむ成長戦略への期待感もあって、家計や企業のマインドが改善し内需を中心とした景気回復の動きが広がっています。また、日銀は二年間で2%の物価上昇目標を掲げ、賃金のベースアップを提示する企業も出るなど久しぶりに明るい兆しが見えています。

しかしながら、地域経済は製造業や建設業などの一部の業種を除いて、円安の影響で燃油高止まりによる経費負担増で、依然として厳しい状況が続いています。

3. 業績

平成25年度の業績につきまして、預金積金は個人、法人ともに増加し、期末残高は前期比3,570百万円増加の95,716百万円となりました。貸出金は地域経済の低迷等により個人、法人とも減少し、前期比1,055百万円減少の49,523百万円となりました。有価証券は収益確保のため債券を売却しましたが、計画的な積み増しを行った結果、期末残高は前期比1,232百万円増加の29,205百万円となりました。預け金の期末残高は前期比ほぼ横這いの21,476百万円でした。

損益面では、経常収益は貸出金利回りの低下などで資金運用収益が減少しましたが、国債等債券売却益の計上により前期比90百万円増加の2,012百万円となりました。経常費用は経費削減により物件費が減少しましたが、個別貸倒引当金の積み増し等もあり、前期比218百万円増加の1,951百万円となりました。

この結果、経常利益は61百万円、当期純利益は38百万円の計上となりました。

4. 事業の展望及び当庫が対処すべき課題

今年度は、第5次長期経営計画「絆の経営2012」の最終年度となり、「～地域とのより強いかかわりとより強い期待に応えるために～」の二つの課題を中心に取り組んでまいります。

一つ目は、中小零細企業に対して課題解決型金融の実践を通じて、可能な限り地域の再生、活性化に貢献すべく金融円滑化に取り組みます。

二つ目は、「つなぐ力」によって信用金庫と会員、地域の皆様との連携をさらに深め、お客様満足度を向上させる金融サービスを提供すべく「絆の経営」を実践してまいります。

また、引き続きお客様との接点を増やすために、いっそうの「家計取引のメイン化」推進を図り、これら課題を徹底的にやり遂げ、収益力回復に努めてまいります。

●最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益 (百万円)	2,187	2,042	1,985	1,922	2,012
経常利益 (百万円)	145	177	153	189	61
当期純利益 (百万円)	123	172	144	176	38
出資総額 (百万円)	583	583	585	585	589
出資総口数 (千口)	11,661	11,672	11,710	11,706	11,794
純資産額 (百万円)	4,160	4,278	4,571	5,091	4,988
総資産額 (百万円)	93,750	99,425	96,824	102,260	102,722
預金積金残高 (百万円)	87,015	87,730	90,058	92,145	95,716
貸出金残高 (百万円)	50,860	51,122	49,338	50,579	49,523
有価証券残高 (百万円)	20,491	24,978	28,024	27,972	29,205
単体自己資本比率 (%)	11.25	12.06	12.35	12.47	12.22
出資に対する配当金(一口50円あたり) (円)	2	2	2	2	2
役員数 (人)	12	11	11	11	12
うち常勤役員数 (人)	5	5	5	5	6
職員数 (人)	149	149	144	135	138
会員数 (人)	13,476	13,490	13,413	13,323	13,430

法令遵守（コンプライアンス体制）

法令遵守（コンプライアンス）について

信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。日本海信用金庫がこれからも地域の皆様から信頼され支持されていくためには、理事長自ら先頭に立って、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動するよう率先していかねばならないと考えております。コンプライアンスの徹底は、金融不祥事を未然に防止するだけでなく、当金庫の地域における信頼性と存在感を高めていくうえからも重要であると考えており、役職員一人ひとりの意識の徹底を図ってまいります。

本部各部および営業店の「コンプライアンス・オフィサー」を中心にコンプライアンス課との連携、調整を図りながら、地域社会の期待に応え、信頼され親しまれる信用金庫として貢献できるよう努力いたします。

平成18年4月からの公益通報者保護法の施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に、内部通報制度に関する規程を定め、庫内窓口および外部窓口を設置し、コンプライアンス体制を強化いたしました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正を図ります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜的供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

日本海信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えとともに、セキュリティ・レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く

地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 従業員の人権の尊重等

従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は2ページ参照）または相談室および経営企画部コンプライアンス課（電話：0855-22-1851）にお申し出ください。

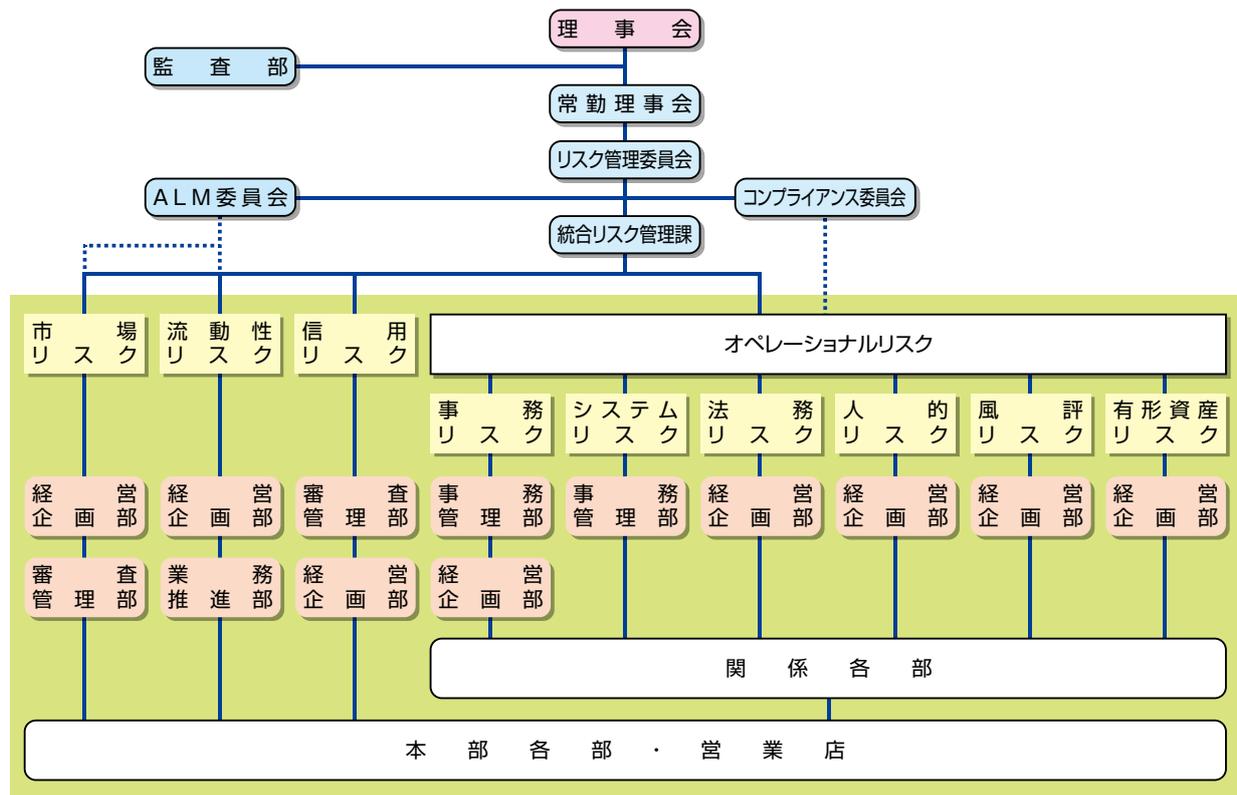
[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営企画部コンプライアンス課」にお尋ねください。

統合的リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展等、環境の変化によって、金融機関の業務は一段と複雑、多様化しており、経営においても様々なリスクが発生します。こうしたなか、当金庫では各種リスクを適切に管理することが重要であるとの認識に基づき、様々なリスクに対応できる管理態勢の構築を図り、経営の健全性の維持向上に努めております。

リスク管理に関する体系図



対象とするリスク

●市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格等様々なリスク・ファクターの変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は、これらの各リスクに対応するため、ALM委員会を設置し、経済・金利見通し等検討のうえ、運用・調達リスク管理に取り組み、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の向上、管理体制の充実に努めております。市場リスクの計測として分散共分散等の計測手法を活用し、リスク量を算出しております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や、通常より著しく高い金利での資金調達が余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。

当金庫は、資金の流動性を確保しつつ、信金中央金庫への預け金等を中心とした支払準備資産の管理に努め、常に必要な支払資金を確保しています。

●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は、資産の健全性を維持、向上させるため、個々の案件に対し与信先の信用判定を総合的に考慮した審査体制を確立しています。また、審査能力のアップを図るため、各種の研修を実施し、本部、営業店一体のリスク管理に努めております。すべての債権は、資産の自己査定に基づき、資産査定部署が厳正な資産査定を実施しており、その結果により適正な償却および引当を行っております。信用リスクの計測として、モンテカルロ・シミュレーション等の計測手法を活用し、リスク量を算出しております。

●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」に分類し、複雑化、多様化するリスクに対する管理態勢の構築に努めております。オペレーショナルリスクの計測として、自己資本比率算出上の基礎的手法を活用し、リスク量を算出してしております。

<p>・事務リスク</p> <p>事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、正確・迅速な事務処理が金融機関への「信頼」の第一歩と位置づけ、事務手続の見直しや内部規程の整備、職員に対する内部研修等を通じて、事務リスクの管理・強化を行っております。また、内部牽制組織として、事務管理部門や監査部門を設置し、営業店等に向向いての事務指導や厳格な内部監査の実施に加え、毎月「自部店検査」を行っております。</p>
<p>・システムリスク</p> <p>システムリスクとは、コンピューター等の障害または誤作動、システムの不備、不正使用等により損失を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、万が一システムが停止した場合など、緊急の場合でも必要な業務が継続できるよう「危機管理マニュアル」・「システム障害時の対策マニュアル」を策定し対応を図っており、コンピューター犯罪についても要領などの作成によってチェック体制を強化し、事故防止を図るとともに、コンピューターの使用を管理し、不正使用の防止を図っております。</p>
<p>・法務リスク</p> <p>法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・規程・要領等に違反する行為並びにその恐れがある行為が発生することで当金庫の信用の失墜を招き、損失を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、本部各部および各営業店には「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等遵守態勢の強化を図り、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。</p>
<p>・人的リスク</p> <p>人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、「就業規則」、「コンプライアンス・マニュアル」等の厳格な運用により対応を図っております。</p>
<p>・風評リスク</p> <p>風評リスクとは、当金庫が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・被害を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、風評リスクの適正な管理を行うため「風評リスク管理規程」等を定め、経営の維持・安定を図るよう努めております。</p>
<p>・有形資産リスク</p> <p>有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、火災保険等損害保険の加入により、これらに備えております。</p>

当金庫は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクおよび流動性リスクの状況については、「リスク管理委員会」や「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

また、リスク管理の一層の高度化を図るために、今後も積極的に取り組んでまいります。

内部統制基本方針

当金庫は信用金庫法に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備する。

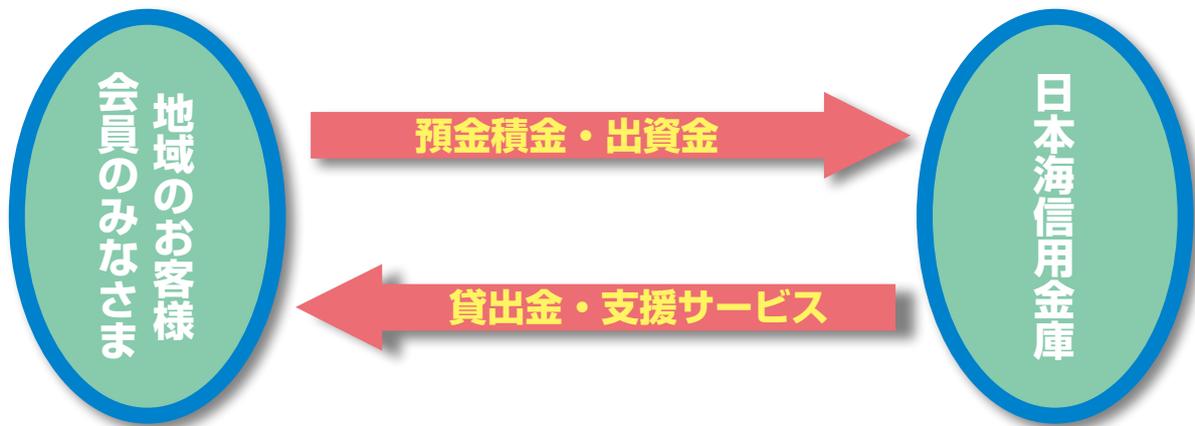
1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項ならびにその職員の理事からの独立性に関する事項
6. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
7. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

地域社会への貢献・活性化をめざして

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預りした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

会員数：13,430名
出資金：589百万円



●預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

当金庫が扱っている商品については20ページをご覧ください。

預金積金残高 95,716百万円

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。企業の設備資金に71億円、運転資金に205億円、地方公共団体に95億円をご融資しております。また、個人のお客様には、住宅関連資金に69億円、消費資金に53億円をご融資しております。

当金庫が扱っている商品については21ページをご覧ください。

貸出金残高 49,523百万円

預金積金に占める貸出金の割合 51.74%

●貸出以外の運用に関する事項

お客様からお預かりした資金をご融資のほか、信金中央金庫預け金や有価証券で運用しております。

有価証券については、292億円となりました。なお、有価証券の運用については、国内債券を中心に安全第一を心がけております。

預け金残高 21,476百万円

買入金銭債権残高

400百万円

有価証券残高 29,205百万円

預金積金に占める有価証券の割合 30.51%

地域のお客様と共に

●災害ボランティア参加



島根県西部の豪雨災害の復旧作業に、当金庫役員も参加いたしました。

●各営業店へAED設置



お客様や地域の皆様の緊急事態に備え、全店舗にAEDを設置しております。

地域行事参加・各種セミナー開催

●国府海岸クリーン作戦参加



●BB大鍋フェスティバル参加



●浜っ子春祭り参加



●相続セミナー開催



●献血活動参加



●しろつの川清掃参加



石見子供神楽『どんちっち祭り』開催

「なつかしの国石見」には、全国に誇れる宝物があります。それは、ふるさとの文化遺産とも云える“石見神楽”です。

石見人の魂とも云うべき石見神楽は、日本国内はもとより海外公演においても絶大な人気と評価を受けています。軽快なリズムにのり、躍動感溢れる勇壮華麗な舞に加え絢爛豪華な衣装と演出による、娯楽性豊かな歴史物語です。今や地域の人たちが誇りと自信を持ってふるさと自慢できる石見神楽に進化成長して、祭りやイベントなど諸行事に欠くことのできない郷土芸能となっています。

しかし、近年の少子高齢化と若者の県外流出により先人たちが守り育ててこられた貴重な「ふるさとの文化遺産」の保持および伝承、振興が非常に危惧されており、後継者育成が重要な課題となっております。

日頃の練習の成果を発表する晴れの舞台として、平成21年から石見子供神楽「どんちっち祭り」を開催しております。今年は1月26日に開催いたしました。今後も引き続き開催してまいります。



当金庫主催の催し物等



ゲートボール大会



ソフトボール大会



ゴルフ大会



年金友の会旅行



グラウンドゴルフ大会（江津）



グラウンドゴルフ大会（浜田）



囲碁大会

後継経営者育成塾「せがれ塾」

事業開始までの経緯

日本海信用金庫は、後継経営者にきちんとバトン渡しをするための環境を作ることが地域再生、ひいては地域活性化に繋がると考え、「せがれ塾」の組成を決定しました。

経営者は企業を永続させ、次世代に事業資産を適切に引き継ぐことが求められることから、そのために必要な正しい経営の知識・見識を身につける場所と機会を提供し、また、当金庫は後継経営者との関係構築、併せて金庫職員の経営相談能力の向上を図っていかうとするものです。

これらの活動は日本海信用金庫の“責務”であるとの熱い思いから平成16年11月18日に後継経営者育成塾「せがれ塾」を発足しました。

事業の特色

塾生として、当金庫営業地区内の核となる企業の志の高い後継経営者の方に参加いただいています。外部講師（地元県立大学の講師、地域企業の代表者、大学教授、島根県、金融機関等）による講演会開催、専任講師によるセミナーの開催、地域施設の見学等を行っています。

本講座では後継経営者だけでなく、当金庫の担当職員も勉強会へ参加します。当金庫職員が真の意味で取引先のパートナーとなるべく、後継経営者と共に学び、語り合い、共に成長をし、地域経済の発展に貢献したいと考えています。塾生OBとも繋がりを継続していくために、せがれ塾「発会式」や「卒業式」または各講演会等にも参加を呼びかけ、塾生との交流を図り、「絆」をさらに深めています。

受講者の声

- 目標意識を持つことの重要性を教わった。
- 貸借対照表の重要性や、予算策定のための重要なプロセスが勉強でき、非常に参考になった。
- 事業継承、財務アドバイスなど、大変勉強になった。
- 他の塾生や講師の方々との接点を持てたことを大変うれしく思う。
- 浜田市内で、このような分かりやすい経営セミナーに参加できて大変良かった。

今後の展望

今後も引続き実践的なセミナーを開催し、後継経営者のための勉強の場・出会いの場を提供していきたいと考えています。また、せがれ塾を卒業された後も他塾生との交流を深めていただけるよう交流行事を企画するとともに、“せがれ”の“せがれ”もまた「せがれ塾」に入塾していただけるよう、企画・運営してまいります。



平成25年度の活動内容

- 平成25年 5月 第6期生 発会式（6期生17名（内当金庫職員3名）が後継経営者育成塾としてスタートする）
講演テーマ「最近の金融経済情勢について」
日本銀行松江支店 支店長 岡田 豊 氏
- 平成25年 7月 第6期生 第1回セミナー
テーマ「自社を見つめる ～あなたの会社の存在意義は～」
講師：山陰経済経営研究所 遠藤 励志 氏
- 平成25年 8月 第6期生 第2回セミナー
テーマ「環境適応 ～右肩上がりでない時代～」
講師：遠藤 励志 氏
- 平成25年10月 第6期生 第3回セミナー
テーマ「経営革新、カイゼン ～何を変えるか～」
講師：遠藤 励志 氏
- 平成25年12月 第6期生 第4回セミナー
テーマ「金の管理 ～勘定あって銭足らず・設備投資は社運を左右する～」
講師：遠藤 励志 氏
- 平成26年 2月 第6期生 第5回セミナー
テーマ「社員のモチベーション向上」
講師：花田屋 山藤 昭彦 氏

地域密着型金融の推進に関する事項

当金庫の地域密着型金融の推進に関する基本的な考え方は、自分たちが生まれ育った地域に対し、その責任金融機関として地域に対する永続的な使命を果たすことであり、下記の基本的な取り組み方針を掲げて積極的に推進してまいります。

- ① 「日本海信用金庫ブランド」確立のため、顧客満足度の向上、社会的責任への対応、法令遵守の徹底を図り、お取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮に努めます。
- ② 「絆の経営」実践のために、地域再生と活性化への積極的な支援、地域課題解決への協力、地域産業再生への支援、地域の面的再生へ積極的に参画することに努めます。
- ③ 地域経済発展に寄与するため、地域やお客様に対して積極的かつ継続的に情報発信することに努めます。
- ④ リスク（危険）管理態勢の強化とガバナンス（企業統治）の向上に努めます。

(注) 「日本海信用金庫ブランド」の確立とは

・顧客満足度（CS）の向上・社会的責任（CSR）への対応・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底

1. 中小企業（小規模事業者を含む。以下同じ。）のお客様への経営支援に関する態勢整備の状況

起業・成長・事業承継等のビジネス段階毎の経営課題・相談ニーズに応じて、きめ細かく対応できる経営支援体制の再構築が必要となっています。「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」において支援機関となっており、専門家派遣に取り組んでまいります。

建設企業のための経営戦略アドバイザー事業に関するパートナー協定を平成24年5月および平成25年4月に締結しました。業種を建設業に特定、経営上の課題を抱える建設業に対して建設業に精通した専門家を派遣しております。

日本政策金融公庫浜田支店（国民生活事業）と創業支援での連携を平成25年11月スタートしました。創業期にある皆さまに対して、両機関の特性を活かしつつ、相互にノウハウ等を補完、共有することによって、よりクオリティの高い金融サポートを提供してまいります。



地域全体における中小企業のお客様に対する支援機能の質を更に高め、支援の輪が一層広がる支援ネットワークを構築していくため、平成24年11月、中小企業経営力強化支援法における認定経営革新等支援機関となりました。支援機関として更に経営改善計画の策定支援に関与してまいります。

2. 平成25年度における取り組み実績について

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

① 創業・新事業支援の取り組み

倒産・廃業が増加している当地域において、「目利き力」を生かして、積極的に起業、第2創業を支援していくことは、地域の活性化のためにも重要な業務として位置付けております。融資については、平成24年10月に「創業支援資金」のプロパー資金の取り扱いを開始、加えて、従来からの保証協会付「創業者支援資金」を活用しております。

平成25年度「創業支援資金プロパー」取扱実績【8件・15百万円】

平成25年度「創業者支援資金協会」取扱実績【11件・51百万円】

今後も新たな事業の創造に対して資金提供のみならず、情報提供等を図り推進を行ってまいります。

② 経営改善支援等の取り組み

平成25年度は経営支援先として、営業店において20先、審査管理部経営支援課において10先の合計30先を選定し、定期的なヒアリング等で取引先の財務内容の分析、問題点・経営課題の抽出および経営改善計画書の策定に取り組んでまいりました。地元の金融機関として、地元取引先の事業存続を図るためにも必要な重要業務と認識しており、今後も営業店・本部との連携を密にして、活動を行ってまいります。

お取引先企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うため、計画策定支援に取り組んでおります。

平成25年度計画策定件数

創業計画・10件 事業計画・2件 経営改善計画・42件



期中管理にも重点を置き、単なる金融支援だけでなく、業績改善と資金繰り緩和が図れることを主眼とし、「ローンレビュー会議」を原則毎月1回開催し、平成25年度の開催回数は11回・のべ先数42社を各営業店長を含めて行いました。また、経営支援先は年間4回の報告書の提出等を通じて、営業店・本部が一体となって経営改善支援の進捗管理を行ってまいります。

③ 事業再生支援

抜本的支援策として、今日まで整理回収機構（RCC）や中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構（REVIC）の活用、DDS（財務状態の実質的な改善を目的とする貸出債権の資本的劣後ローンへの転換）の先進的な手法にも取り組んでまいりました。今後も地元の中小企業のお客様は当地域の重要なインフラであると考え、再生を図るべくあらゆる角度から検討し取り組んでまいります。

平成25年度 島根県中小企業再生支援協議会持込案件数9件 連携件数16件

④ 承継事業支援

事業承継の取り組みとしまして、信金中央金庫との連携により後継者不在や事業拡大等の諸問題解決に向けたM&A支援を推進しています。今年度の成約はございませんでしたが、今後もより取り組みを強化して地域事業・雇用の継続に取り組んでまいります。

また若手経営者育成・支援をすることが地域再生・地域活性化に繋がると考え、後継経営者育成塾「せがれ塾」を開催しております。詳しくは11ページをご覧ください。

⑤成長段階における支援

食料品製造業の販路開拓支援として、コンビニとのビジネス・マッチングに取り組み、コンビニに食料品が採用となりました。

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

①担保・保証に過度に依存しない融資の推進

平成24年7月に中小企業金融円滑化法終了を見据え、コンサルティング業務に取り組みながら、円滑な資金供給を行い、地域経済の回復を促すことを目的にプロパー融資商品「サポートローン」の取り扱いを開始いたしました。

平成25年度取扱実績【28件・159百万円】 平成26年3月末現在の累計【121件・885百万円】

平成24年7月に開始となりました島根県信用保証協会小口追認保証制度の「かなえ」については、積極的に取り組んでおります。

平成25年度取扱実績【52件・183百万円】 平成26年3月末現在の累計【130件・369百万円】

事業先への経営指導、アドバイスを促し、定期的なヒアリングを実施することで経営改善、業況変化等の実態把握を図る商品として、今後も積極的に資金提供を図ってまいります。

また、資金ニーズが多様化するなか、不動産、人的保証に依存しない新たな融資手法として、売掛金・棚卸資産を担保とした保証協会付「流動資産担保保証制度(ABL)」につきましては、当金庫としても推進したことで、平成25年度末現在累計【5件・極度額68百万円】となりました。ABLについては当金庫独自のプロパー商品は開発していませんが、今後も信用保証協会と連携し積極的に活用して、お客様のニーズに合った資金調達を提案してまいります。

②シンジケートローン

資金提供の多様化への取り組みとして、信金中央金庫等の紹介により、貸出人として平成25年度末現在【9件・1,631百万円】のシンジケートローンを取り組んでいます。今後も地域性、事業性、エージェントの信頼性、リスク等を考慮して取り組んでまいります。

(3) 地域の活性化に関する取り組み状況

雇用機会の創出と人材発掘、定住施策を図るため、NPO法人「てこねっと石見」を運営主体として、江津市、江津商工会議所、桜江町商工会、江津青年会議所と連携して新規創業支援を行っております。江津市ビジネスプランコンテスト「GO-CON2013」の最終審査会は平成25年12月15日に行われ、当日は運営に関わり、審査員長もつとめました。



島根県立大学フレッシュマン・フィールド・セミナーの学生をお迎えし、今日の地域金融業界、浜田市の地域金融機関としての現状、若手職員から仕事現場の実際と大学生へのアドバイスを中心に意見交換を行いました。



経営改善支援の取り組み実績

【25年4月～26年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初債務者数					経営改善支援 取り組み率	ランクア ップ率	改善計画 策定率
	A	うち経営改善支援取り組み先数						
		α	α のうち期末 に債務者区分 がランクアッ プした先数 β	α のうち期末 に債務者区分 が変化しなかつた先数 γ	α のうち改善 計画を策定し た先数 δ	α/A	β/α	δ/α
正 常 先 ①	599	0		0	0	—	—	—
要 注 意 先 ②	364	26	0	21	26	7.1%	—	100.0%
要 注 意 先 ③	0	0	0	0	0	—	—	—
破 綻 懸 念 先 ④	42	4	0	4	4	9.5%	—	100.0%
実 質 破 綻 先 ⑤	24	0	0	0	0	—	—	—
破 綻 先 ⑥	8	0	0	0	0	—	—	—
小 計 (②～⑥の計)	438	30	0	25	30	6.8%	—	100.0%
合 計	1,037	30	0	25	30	2.9%	—	100.0%

(注) ・ 期初債務者数及び債務者区分は25年4月初時点で整理しております。
 ・ 債務者数、経営改善支援取り組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。
 ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
 ・ なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めていません。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要管理先」にランクアップした場合は β に含めております。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。
 ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかつた先数を記載しております。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
 ・ 「 α のうち改善計画を策定した先数」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した改善計画策定先を含みます。

金融円滑化への取り組みに関する事項

日本海信用金庫（理事長 吉本晃司）は、お客様への円滑な資金供給を最も重要な社会的使命と位置づけ、その実現に向けて本部・営業店と一体となって全力で取り組んでいます。当金庫は、平成22年1月14日に「金融円滑化管理方針」を制定し、「取組方針」と「金融円滑化推進のための態勢整備」を当金庫のホームページ上へ公表しております。

また、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」並びに「金融円滑化実務マニュアル」をもとに、推進態勢を整備し、役職員に周知徹底させるとともに、地域金融の円滑化に真摯に取り組んでおります。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末をもって終了しましたが、当金庫は、中小企業金融円滑化法期限到来終了後もお客様からのご返済条件の変更等のお申し出にできる限り対応するなど、従来からの方針に変更はございません。また、一層のコンサルティング機能を発揮することにより、お客様の経営課題に応じた最善の解決策を、お客様の立場に立ってご提案し、専門家とも連携を図りながら経営改善支援に取り組んでまいります。

つきましては、以下の通り中小企業者および住宅ローンをご利用のお客様に対する当金庫の金融円滑化管理に関する基本方針や金融円滑化措置の実施に向けた態勢の概要等について説明させていただきます。

なお、取扱期間中の条件変更等の申込を受付けた貸付債権の額および件数についても記載しております。

また、平成26年2月1日より運用開始の「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じガイドラインの活用を検討し、それに基づく対応を真摯に取り組んでまいります。

1. 金融円滑化管理に関する基本方針の概要

<基本方針>

- ・お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や条件変更等の対応に努めてまいります。
- ・お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うために、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めてまいります。
- ・融資取引に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- ・お客様からの融資取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施するように努めてまいります。
- ・お客様の金融円滑化を図るため、他の金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等と緊密な連携を図ります。
- ・その他融資取引に関して、地域密着型金融を推進するために、必要であると判断した事項が適切になされるよう努めてまいります。

2. ご返済条件の変更等の状況を適切に把握するための体制の概要

- ・当金庫は、この基本方針に則り、金融円滑化に必要な運営・管理を目的として、本部審査管理部に「金融円滑化管理部門」を設置し、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者、審査管理部長を顧客説明管理責任者、審査管理副部長または経営支援課長を顧客サポート管理責任者とし、必要に応じて「地域密着型金融推進委員」を構成委員とする会議を招集し、重要事項等を協議する体制とし、常勤理事会および、理事会に報告しています。
- ・金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート管理責任者は連携して、主たる債務者および保証人からの保証契約に関する相談等に対して、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取組みを行います。
- ・当金庫は、住宅ローンセンター相談窓口について平成21年5月25日に設置しており、金融円滑化の各種ご相談に迅速かつ的確にお応えできるよう、平成21年12月9日に「金融円滑化相談窓口」を全営業店に設置しております。
- ・お客様からのご返済条件の変更等のお申込み・ご相談については、各営業店で記録・保管するとともに進捗管理を徹底いたします。また、定期的に取り組状況を検証し、必要に応じて改善および指導を行ってまいります。
- ・「専用フリーダイヤル」の設置について
本部（審査管理部）に、お客様よりのご相談に迅速に対応するために、専用フリーダイヤルを設置いたしております。
(1) フリーダイヤル番号 0120-194-455（当庫営業エリア内の固定電話のみ可）
(2) 受付時間 営業日の午前9時～午後5時

3. ご返済条件の変更等に対する苦情相談を適切に行うための体制の概要

お客様からの新規のお借入や、ご返済条件の変更等にかかる苦情相談をお受けするために、各営業店に設置しています「金融円滑化相談窓口」とは別に、経営企画部コンプライアンス課に「苦情相談窓口」を設置しております。謝絶理由等に対して、誠意を持って丁寧に説明しても、お客様からの理解が得られず苦情案件となった場合は、苦情相談処理規程、コンプライアンス規程に則り対応処理いたします。

「苦情相談窓口」は下記のとおりです。

連絡先 経営企画部コンプライアンス課

(1) 電話番号 0855-22-1851

(2) 受付日等 営業日の午前9時～午後5時

4. 中小企業者のお客様の事業についての改善または再生の支援を適切に行うための体制の概要

当金庫は、ご返済条件の変更等を行った中小企業のお客様について、定期的にモニタリングを実施し、経営改善状況等を確認させていただきます。そして、経営改善・事業再生支援に向け、お客様にとって必要と判断した場合には、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用し取り組んでまいります。

金融円滑化の取組状況

債務者が中小企業者である場合

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位：百万円)

	平成25年3月末(累計)	平成26年3月末(累計)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	20,230	26,027
うち、実行に係る貸付債権の額	18,618	24,002
うち、謝絶に係る貸付債権の額	799	901
うち、審査中の貸付債権の額	166	404
うち、取下げに係る貸付債権の額	646	719

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	平成25年3月末(累計)	平成26年3月末(累計)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,163	1,501
うち、実行に係る貸付債権の数	1,064	1,380
うち、謝絶に係る貸付債権の数	56	59
うち、審査中の貸付債権の数	8	19
うち、取下げに係る貸付債権の数	35	43

債務者が住宅資金借入者である場合

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位：百万円)

	平成25年3月末(累計)	平成26年3月末(累計)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	534	552
うち、実行に係る貸付債権の額	271	276
うち、謝絶に係る貸付債権の額	172	172
うち、審査中の貸付債権の額	0	2
うち、取下げに係る貸付債権の額	89	100

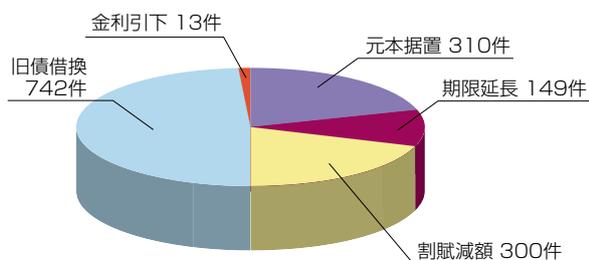
(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

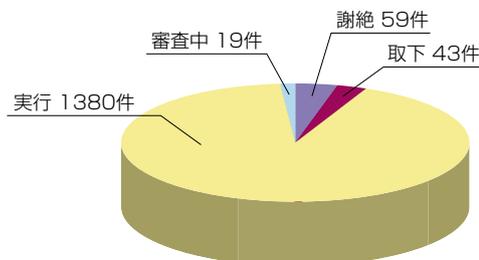
	平成25年3月末(累計)	平成26年3月末(累計)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	61	64
うち、実行に係る貸付債権の数	30	31
うち、謝絶に係る貸付債権の数	19	19
うち、審査中の貸付債権の数	0	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	12	13

金融円滑化の取組実績（事業性）

●お客様からの相談内容



●対応実績内訳



※「謝絶」は「みなし謝絶」41件を含みます。
 ※「みなし謝絶」とは、申込み後3ヶ月を経過し、なお「審査中」であるものです。

リスク管理債権・金融再生法開示債権

リスク管理債権とは、「破綻先債権」および「延滞債権」に加え今後注意を要する「3ヶ月以上延滞債権」、債務者の経営再建等を図る目的として支援させていただいた「貸出条件緩和債権」であります。

自己査定上の「破綻先」に対する貸出金は「破綻先債権」、「実質破綻先」および「破綻懸念先」に対する貸出金は「延滞債権」として開示を行うこととなっております。

また、金融再生法開示債権の保全状況も開示いたしております。
これにより透明度の高いディスクロージャーとなっております。

●リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率	
破綻先債権	平成24年度	796	131	664	100.00%
	平成25年度	445	102	342	100.00%
延滞債権	平成24年度	3,584	2,420	1,015	95.84%
	平成25年度	4,257	2,685	1,320	94.07%
3ヶ月以上延滞債権	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	0	—	0	16.87%
貸出条件緩和債権	平成24年度	31	14	7	70.97%
	平成25年度	219	98	37	61.87%
合 計	平成24年度	4,412	2,567	1,686	96.42%
	平成25年度	4,923	2,886	1,700	93.17%

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金

3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払いが約定日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

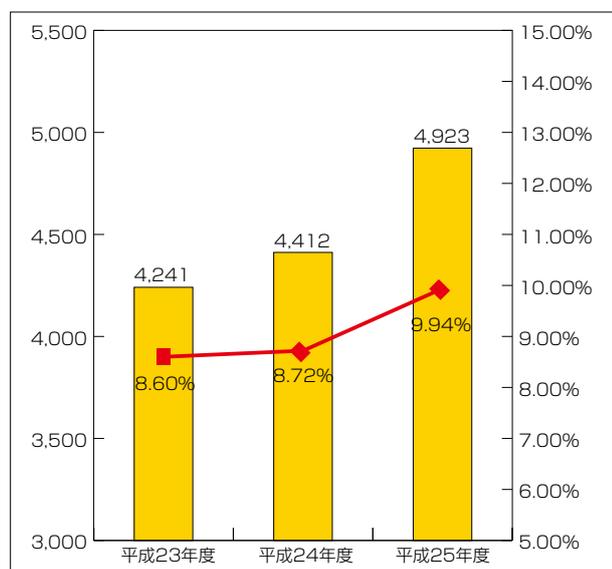
5. なお、これらの開示額は、担保による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

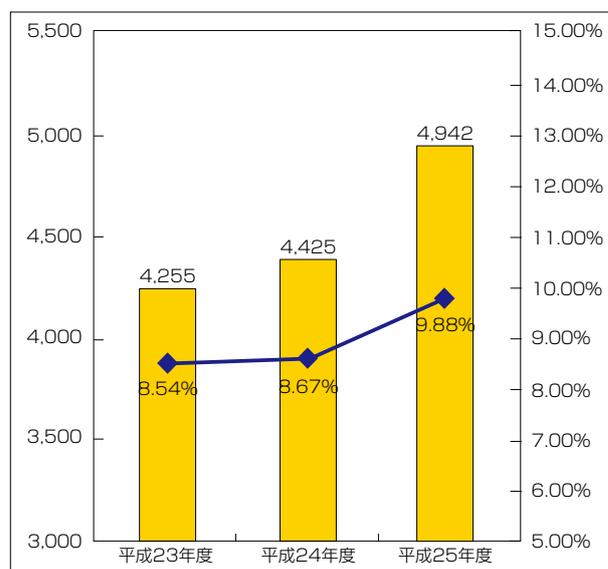
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●リスク管理債権額の推移



●金融再生法開示債権額の推移



棒グラフ……………リスク管理債権額及び金融再生法開示債権額 (単位：百万円)
折れ線グラフ……………リスク管理債権比率及び金融再生法開示債権比率 (単位：%)

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

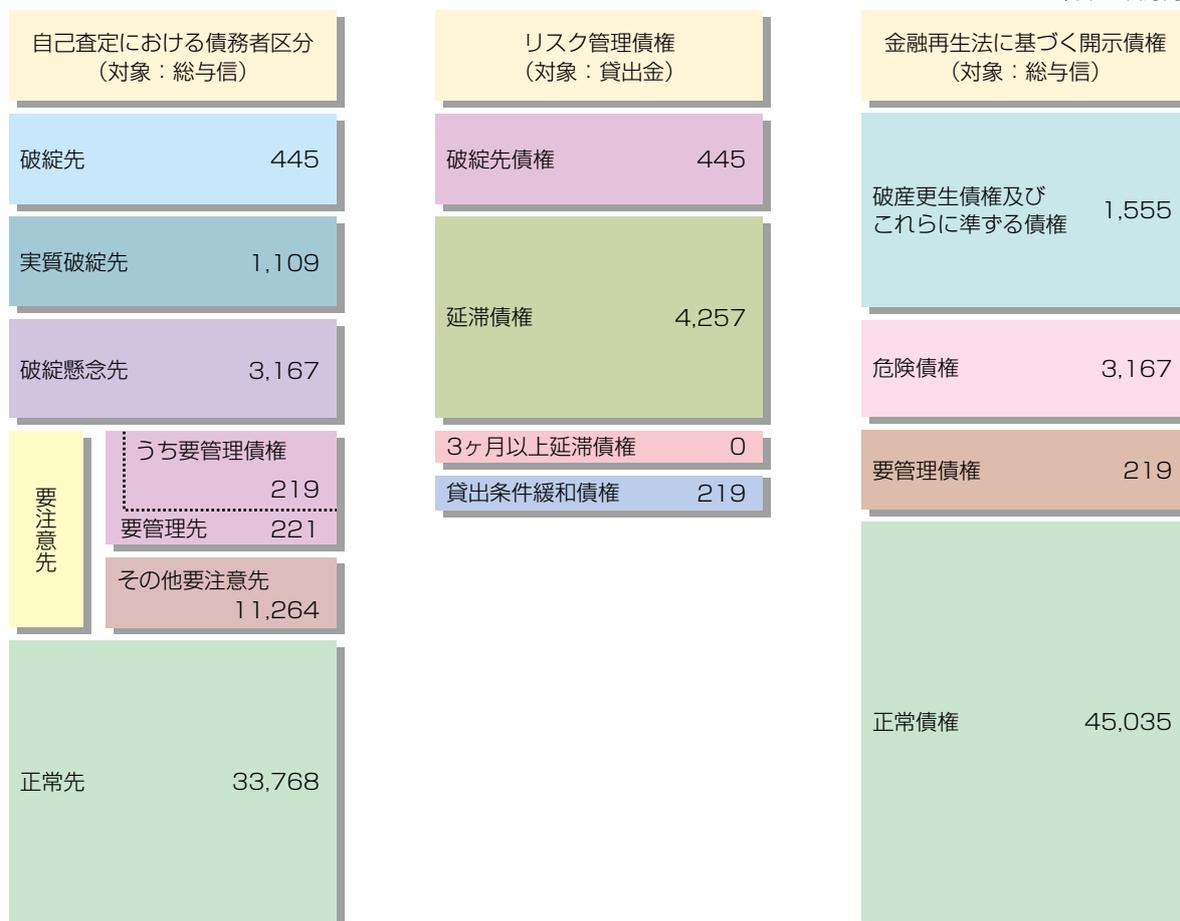
(単位：百万円)

区 分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	24年度	4,425	4,266	2,573	1,693	96.41%	91.44%
	25年度	4,942	4,604	2,897	1,706	93.16%	83.47%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	24年度	2,035	2,035	698	1,337	100.00%	100.00%
	25年度	1,555	1,555	527	1,027	100.00%	100.00%
危険債権	24年度	2,358	2,209	1,860	348	93.68%	70.00%
	25年度	3,167	2,913	2,270	642	91.98%	71.67%
要管理債権	24年度	31	22	14	7	70.97%	44.87%
	25年度	219	135	98	37	61.79%	30.63%
正 常 債 権	24年度	46,599					
	25年度	45,035					
合 計	24年度	51,024					
	25年度	49,977					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●「自己査定における債務者区分」と「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」との関係

(単位：百万円)



総代会制度について

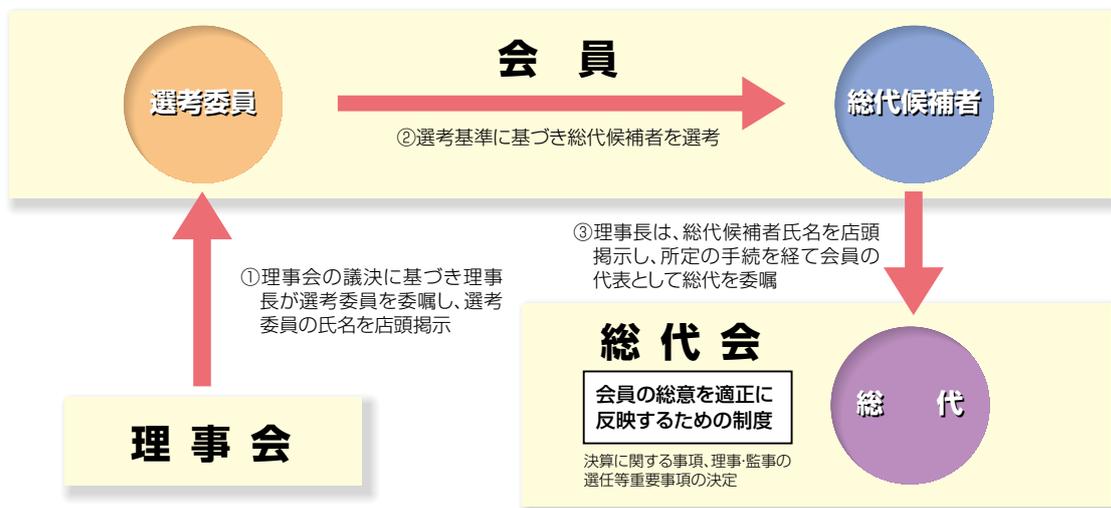
信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかしながら、当金庫では会員数がたいへん多く総会の開催は事実上不可能です。当金庫では会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適切な手続により選任された総代により構成運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会のしくみ

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定年は75歳です。
- ・総代の定数は120人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、平成26年6月30日現在の総代数は94人で平成26年3月末日の会員数は13,430人です。

選任区域	総代数
1区 浜田市地区(第2区及び第3区は除く)	51
2区 浜田市のうち三隅町・弥栄町地区	7
3区 浜田市のうち旭町・金城町・邑智郡邑南町のうち(一部)地区	6
4区 江津市・大田市のうち仁摩町・温泉津町地区	26
5区 益田市地区	6

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき次の手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。
(会員は異議の申し立てができる)

(注) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件 ・ 当金庫の会員であること
- ② 適格要件 ・ 総代としてふさわしい見識を有している者
・ 良識をもって正しい判断ができる者
・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
・ その他総代選考委員が適格と認めた者

選任区域	総代氏名					
第1区	山本 英孝	戸津川 寛	松本 直樹	株式会社三浦工務店	中山 善之	前本 征生
	俵 靖徳	吉田 勝久	江川 和子	石田 洋	有田 誠治	石田 雅昭
	伊原 政勝	本多電気工事有限会社	久保田英治	伊藤 俊平	俵 芳徳	浦田 明彦
	大谷 太	本川 満	三浦 邦夫	郭 世香	江木 修二	株式会社電設サービス
	株式会社石田弥太郎商店	堀脇 正	堤 光博	教重 静雄	大崎 寛	沖野 巖
	大川 清志	大原 正男	大迫千恵美	福田 宏	前田 保徳	佐々木豪一
	橋本鐵工株式会社	植 忠文	伊藤 剛	古藤 辰雄	倉本 給都	森本 一正
	石原 久信	岡 操	中村 勝平	桑本 達夫	寺岡 勝夫	名田 景造
第2区	表田 映二	濱崎 修司				
	吉田 千昭	矢富 俊春	河野 睦未	久保 智完	藤田 教造	後藤 直樹
第3区	浜崎 史朗					
	大賀 強	岡村 宏	榎岡 正明	岡本 義徳	中田 哲徳	大山 恒夫
第4区	住田 一良	南山 泰志	田中 壽	有田 康人	青木 史郎	堀江 成
	鹿取 義一	茅島 昇	森口 裕行	平下 智隆	田才 光治	永井 好輔
	浅野 知宏	内田 民生	村尾千代昭	山根 廣志	黒川 一夫	横田 昭雄
	近江 隆寛	高岩 綾子	永島 孝	増田 仁	河野 隆男	吉村 一孝
	後山 宏昌					
第5区	田原 良隆	高橋 完太	株式会社キヌヤ	岡崎三喜男	坂本 靖夫	末成 弘明

平成26年6月末現在

第63回通常総代会決議のご報告

平成26年6月25日開催の通常総代会において、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

- 報告事項 第91期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 任期満了に伴う理事選任の件
 第3号議案 補欠による監事選任の件
 第4号議案 退任理事ならびに退任監事に対する退職慰労金贈呈の件



原案通り承認可決されました。

会員皆様のお声を経営に活かすために総代懇談会を開催しております。

- 平成25年11月20日開催（浜田地区）
 11月22日開催（益田地区）
 11月27日開催（江津地区）

日本海信用金庫は、会員の代表である総代による総代懇談会を開催し、当年度上期の経営内容をお知らせすると共に、日本海信用金庫の経営に会員の皆様の率直なご意見、多様なお考えを反映させてまいります。



浜田地区



益田地区



江津地区

業務のご案内

協同組織の地域金融機関である日本海しんきんは、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融・情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した営業活動を決め細やかに展開しています。また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品、サービス内容の充実にも日々努めてまいります。

預金業務

種 類	特 色	期 間	お預け入れ金額	
総 合 口 座	1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能で家計用口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上	
普 通 預 金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 預 金	貯蓄型ですが、普通預金の便利さに、市場金利に応じた利率を採り入れ、10万円以上で残高に応じて高利回りとなります。	出し入れ自由	1円以上	
通 知 預 金	まとまったお金の短期間運用に最適です。	据置期間 7日間以上	1万円以上	
当 座 預 金	会社や商店のお取引先に小切手・手形をご利用いただく預金で、効率的な資金管理に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
納 税 準 備 預 金	納税日に備えて準備しておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し	1円以上	
決 済 用 預 金	決済用預金の3要素（①無利息②要求払い③決済サービスを提供できること）を満たすもので、預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定 期 預 金	大 口 定 期 預 金	市場実勢金利を適用し、預金の中でも最も有利な金利となっています。大口資金の運用に適した預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
	ス ー パー 定 期 預 金	短期貯蓄設計や資金運用に有利な利回りがご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
	変 動 金 利 定 期 預 金	預入れ日から6ヵ月毎に金利変動に応じて利息が見直される預金です。	1年、2年、3年	100円以上
	期 日 指 定 定 期 預 金	利息が利息を生む1年複利で、お預入れ期間に応じた利率が適用され、1年経過後はいつでも引出しができます。	最長3年	100円以上 300万円未満
定 期 積 金	目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりができます。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	
財 形 年 金 預 金	毎月の給料から天引きで、老後の生活設計にご利用いただける年金資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上	
財 形 住 宅 預 金	毎月の給料から天引きで、住宅資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上	
一 般 財 形 預 金	毎月の給料から天引きで、貯蓄目的は自由です。	3年以上	100円以上	
譲 渡 性 預 金	大口の余裕資金を短期間に運用するのに有利な預金で、必要なときには満期前に譲渡することができます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上	

融資業務

法人・事業者様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
一般のご融資	手形割引・・・一般商業手形等の割引を致します。 手形貸付・・・仕入資金等の短期運転資金をご融資致します。 証書貸付・・・設備資金等の長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越・・・約定金額まで当座決済資金をご融資致します。	—	—
各種制度融資	信用保証協会等の有利な制度融資を積極的にお取扱い致しております。 制度融資をご利用の際はぜひ「日本海しんきん」にご用命ください。	—	—
★サポートローン	地元企業を対象とし、円滑な資金供給を行い、地域経済の回復を促すことを目的に運転・設備資金をご融資します。	5年以内	1企業 1,000万円以内
★ビジネスローン「絆」	中小企業を対象とし、健全な発展と事業継続・支援を目的に運転・設備資金をご融資します。	5年以内	1企業 500万円以内
★不動産活用ローン「パッション」	地域密着型金融の積極的推進を図るために、所有不動産を有効利用することで、保証に過度に依存しない商品です。	10年以内	5,000万円以内
★創業支援資金	創業者を対象とし、計画段階からサポートしながら育成に取り組むことを目的に運転・設備資金をご融資します。	運転資金5年以内 設備資金7年以内	300万円以内
代理貸付	(株)日本政策金融公庫・信金中央金庫等のご融資のお取扱いは、「日本海しんきん」の窓口をご利用ください。	—	—

個人様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築、増改築、住居用土地、住宅購入にご利用下さい。なお、金利は固定と変動を自由に選択いただけます。がん保障特約付、三大疾病保障特約付団体信用生命保険もご利用いただけます。	35年以内	8,000万円以内
リフォームプラン	お住まいの増改築に必要な資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
★ニーズローン大黒	マイホーム新築時の不足金、住宅資金の借換等にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
カ ー ロ ー ン	新車購入資金、免許取得費用、車検、修理費等にご利用いただけるローンです。お取引内容により優遇金利がご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
★教育ローンふる里	お客様の教育に必要な資金にご利用いただけます。就学中はカードローンタイプもご選択いただけます。	当貸+証貸 最長16年4ヶ月	300万円以内
子育て応援プラン	小学校入学前のお子様をお持ちの方を対象に、出産・子育てにかかる資金にご利用いただけます。	10年以内	100万円以内
個 人 ロ ー ン	ゆとりある生活実現のため、プランにあわせて幅広くご利用いただけるローンです。	10年以内	500万円以内
★新型フリーローン	お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。金融機関、信販、クレジット、消費者金融の借換え資金にもご利用いただけます。融資金額により返済期間は異なります。	10年以内	300万円以内
★新型給振ローン	給与振込をご指定いただいたお客さまがお手軽にご利用いただけます。お使いみちはご自由です。	5年以内	100万円以内
★クイックローン200	お使いみちはご自由です。事業資金にもご利用いただけます。	7年以内	200万円以内
カ ー ド ロ ー ン	毎日の暮らしの中で思いがけない出費や、急にお金が必要になった時にご利用ください。カード1枚でお気軽にご利用いただけるローンです。	3年更新	300万円以内
★アシストカードローン	クレジット一体型ICキャッシュカード「デュエット」をお持ちの方に、優遇金利にてご利用いただけるカードローンです。	3年更新	50万円以内
★ビッグカードローン	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。土地、建物の担保が必要です。	5年更新	1,000万円以内
★おまとめローン ビッグサポート	とりまとめ資金としてご利用いただけます。お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。	200万円超は15年以内 200万円以内は10年以内	500万円以内

★印の商品は、他金融機関にはない日本海しんきんのオリジナル商品です

●商品ご利用に当たっての留意事項

当金庫では、お客様の多様なニーズに合った各種ローンを取り揃えておりますが、商品には、契約時の金利が上下する変動金利型商品や、保証会社の保証付融資には利息の他に保証料が必要となるものなどがございます。ローンお申し込みの際には、商品の内容を職員におたずねいただき、お客様の目的にあった商品をお選びください。

その他の商品

お客様の幅広いニーズにお応えするため、各種商品を取り揃えております。

投資信託窓口販売	お客様の多様な資産運用ニーズに幅広くお応えできるように、いろいろなタイプの商品をお取扱いしております。1万円から株式・債券・不動産投資信託に投資できます。
国債の窓口販売	長期利付国債、中期利付国債、割引国債をお取扱いしております。
個人向け国債	固定金利（3年・5年）および変動金利（10年）のお取扱いしております。1万円から購入でき、一定期間経過後であれば、中途換金も可能な個人向けの国債です。
生命保険窓口販売 （個人年金保険・終身保険）	老後の生活資金・教育資金・住宅購入資金といった、様々な生活スタイルに合わせてご利用いただける保険で、定額個人年金保険・一時払終身保険・終身保険・学費保険をお取扱いしております。
生命保険窓口販売 （医療保険・がん保険）	万一の病気やケガ、がんによる入院・通院・手術などに備える保険です。
損害保険窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険と傷害保険をお取扱いしております。

各種サービス

ご預金・ご融資以外にも為替業務等金融に関わる各種サービス業務をお取扱いしています。

サービス名	内 容
為 替 サ ー ビ ス	当金庫本店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定預金口座へ送金、振込、代金取立を確実に迅速にお応えできます。
キ ャ ッ シ ュ サ ー ビ ス	当金庫の本支店、全国の信用金庫、郵便局のキャッシュコーナーでご入金・お引出しができます。また、全国のほとんどの金融機関などでもお引出しができます。
A T M 振 込	キャッシュカードおよび振込カードでATMによりお振込ができます。 （ATMで振込出来ない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
自 動 受 取 り	給与、ボーナスや年金、配当金などが簡単な手続きで毎回自動的に指定口座へ振込まれます。
自 動 支 払 い	電気料、水道料、電話料、NHK受信料、ガス料、授業料、各種クレジット料金などが、一度の振替手続きにより、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
貸 金 庫	預金証書、有価証券、権利証などお客様の大切な財産を安全にお預かりいたします。 <取扱店：本店>
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後や休業日でも、売上金などを安全にお預かりいたします。翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。（夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
で ん さ い サ ー ビ ス	電子記録債権（でんさい）を利用した新たな決済手段です。
ア ン サ ー シ ス テ ム	お手元の電話やファクシミリで、ご指定の預金口座の入出金や残高照会および振込や取立入金の通知などのサービスがご利用いただけます。
ホ ー ム バ ン キ ン グ	多機能電話によりお客様が残高、振込の照会や当金庫本支店間および他金融機関宛への振込・振替ができます。
フ ァ ー ム バ ン キ ン グ	専用端末機により総合振込、給与振込、口座振込ができます。また、ホームバンキングサービス（照会、振込、振替）の取扱いもできます。
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS等により、入出金や残高照会および振込・振替の取扱いができます。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより総合振込、給与振込、口座振替、残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。
個人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。また、携帯電話（NTTドコモ、au、ソフトバンク）からもご利用できます。
マルチペイメントネットワーク	個人・法人インターネットバンキングを利用して、当金庫所定の官庁、企業、自治体などの収納機関に対して税金・各種料金の振込が行えます。
ペイジー口座振替受付サービス	ペイジー口座振替受付サービスの端末が設置されている企業の受付窓口でキャッシュカードと暗証番号により口座振替の受付が可能となるサービスです。
外 国 通 貨 の 両 替	海外へビジネスや旅行でお出かけの際は、外国通貨（米ドル）の両替を行っております。 <取扱店：本店、長浜支店>

手数料一覧

●為替手数料（平成26年6月末現在）

振込手数料	項目	振込金額	口座からの振替		現金	
			一般	会員		
振込手数料	ATM振込	当金庫あて	5万円未満	無料	無料	216円
			5万円以上			324円
		他行庫あて	5万円未満	378円	270円	540円
			5万円以上	540円	432円	756円
	窓口振込（電信・文書）	当金庫あて	5万円未満	108円	無料	432円
			5万円以上	324円	216円	
		他行庫あて	5万円未満	540円	432円	972円
			5万円以上	756円	648円	
	【個人】 インターネットバンキング モバイルバンキング テレホンバンキング	当金庫あて	5万円未満	無料	無料	
			5万円以上			
		他行庫あて	5万円未満	216円	108円	
			5万円以上			
	【法人】 インターネットバンキング	当金庫あて	5万円未満	54円	無料	
			5万円以上	108円		
		他行庫あて	5万円未満	432円	324円	
			5万円以上	648円	540円	
	FB・HB振込	当金庫あて	5万円未満	108円	無料	
			5万円以上	216円	108円	
他行庫あて		5万円未満	432円	324円		
		5万円以上	648円	540円		
為替自動振込	当金庫あて	5万円未満	54円	無料		
		5万円以上				
	他行庫あて	5万円未満	432円	324円		
		5万円以上	648円	540円		

・当金庫会員のお客さまには、一律108円の手数料優遇がございます。 ・口座からの振替とは、振込金額全額について口座から払出しされた場合をいいます。
 ・ATMでのお振込みにはご利用時間により別途利用手数料がかかります。 ・FB・HB・テレホンバンキングについては、別途月額利用料が必要となります。
 ・視覚障がいまたはその他の障がいにてATMの利用が困難なおお客様の窓口での振込手数料は、ATMでの振込手数料と同額とします。

●円貨両替手数料（平成26年6月末現在）

お取扱枚数	窓口	両替機
1～100枚	108円 日本海信金の通帳またはキャッシュカードをお持ちいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。	100円 日本海信金のキャッシュカードを両替機で読み取りいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。
101～200枚	216円	200円 (100円硬貨が2枚が必要です。)
201～300枚		
301～400枚		
401～500枚		
501～600枚		
601～700枚		
701～800枚		
801～900枚		
901～1000枚	972円	400円 (100円硬貨が4枚が必要です。)
1001枚以上	1,080円	

※両替枚数の基準は、窓口および得意先係による集配金時におけるお客様のお持込枚数またはお受取枚数のいずれか多いほうの合計枚数です。
 ※両替機での1回のお受取枚数は、1,500枚までとさせていただきます。(ご希望金額によっては最大枚数までの両替ができない場合がございます。)
 ※両替機設置店舗 本店営業部（浜田市殿町）
 ※手数料無料となる両替
 ○汚損した紙幣・硬貨の交換 ○記念硬貨への交換

●個人情報開示手数料（平成26年6月末現在）

個人情報開示手数料	1,620円
-----------	--------

※お受け取り方法が郵送の場合には、簡易書留郵便として別途310円をお支払いいただきます。

●外国送金手数料（信金中央金庫取次業務）（平成26年6月末現在）

内 容		
送金手数料	電信送金1件	4,500円
取引手数料	外貨建外貨払い、円貨建円貨払いの場合必要	送金額に対して0.05% (最低2,500円)
支払銀行手数料	支払銀行手数料が送金人負担の場合必要	2,500円

※外国送金につきましては、送金手数料+取引手数料+支払銀行手数料が必要となります。
 ※円貨建外貨払いの場合に支払銀行手数料が受取人負担の場合の手数料合計は4,500円となります。

●その他手数料、利用料等(平成26年6月末現在)

項 目		手数料		
ネットサービス	ネット利用料	当金庫および全国の信用金庫	平日 8:45~18:00	無 料
			18:00~21:00	108円
			土曜日 9:00~14:00	無 料
		14:00~21:00	108円	
		日曜・祝日 9:00~21:00	108円	
		山陰合同銀行	平日 8:45~18:00	無 料
	18:00~21:00	108円		
	土曜日 9:00~17:00	108円		
	日曜・祝日 9:00~17:00	108円		
	他行・他業態	平日 8:45~18:00	108円	
		18:00~21:00	216円	
		土曜日 9:00~17:00	216円	
日曜・祝日 9:00~17:00	216円			

※各ATMコーナーにより営業時間が異なります。詳しくは窓口にお問合せください。

項 目		手数料	
当座関係	小切手 1冊(50枚綴)	648円	
	約束手形 1冊(25枚綴)	432円	
	為替手形 1冊(25枚綴)	432円	
	④約束手形用紙 1枚	540円	
	④手形口座開設手数料	3,240円	
	自己宛小切手 1枚	540円	
	預金・その他	再発行手数料 カード・通帳・証書 1件	1,080円
		預金口座振替手数料(所定のものに8%上乗)	有 料
		取引履歴照会(一般)預金	(資料枚数×10円+300円) +消費税
		取引履歴照会(官公庁)預金	(資料枚数×21円) +郵送料
		残高証明書発行	当金庫所定用紙 540円
		預 金	当金庫所定用紙以外 1,080円
株式・出資払込保管証明書発行手数料		払込金額×2/1,000円 +消費税	
ANSE入出金明細通知加入料(月額)		1,080円	
法人インターネットバンキング利用料(月額)		3,240円	
個人インターネットバンキング利用料(月額)		無 料	
ファームバンキング利用料(月額)		3,240円	
ホームバンキング利用料(月額)		1,080円	
テレホンバンキング利用料(月額)	108円		
デビットカード加盟店基本料(月額)	600円		
貸金庫使用料(月額)	A型	6,480円	
	B型	10,368円	
	C型	12,960円	
	D型	15,552円	

●各種入金帳発行手数料および集金業務利用料(平成26年6月末現在)

各種入金帳		手数料
当座入金帳	1冊(50枚複写)	3,240円
普通預金入金帳	1冊(100枚複写)	6,480円
代金取立手形通帳	1冊(16頁)	1,080円
両替依頼票	1冊	無 料
集金業務		手数料
夜間金庫利用料(月額)		2,160円
無鑑査集金利用料(月額) (週単位集金回数×5,400円)	週1回ペース	5,400円
	週2回ペース	10,800円
	~	~
	週6回ペース	32,400円

●融資関連手数料(平成26年6月末現在)

種 類	手 数 料		
カードローン関係手数料			
事業者カードローン口座維持(2年毎)	21,600円		
証明書関係手数料			
融資残高証明発行(当金庫所定用紙)	540円		
融資残高証明発行(当金庫所定用紙以外)	1,080円		
融資可能証明書発行	10,800円		
住宅取得控除用証明書再発行	540円		
保証書関係手数料			
保証書発行(変更保証書含む)	1,080円		
条件変更関係手数料			
返済条件変更(証書貸付)	5,400円		
任意繰上償還(証書貸付)(一部・全額繰上)	5,400円		
保証人変更	5,400円		
債務引受	10,800円		
住宅・アパートローン関係手数料			
住宅・アパートローンの新築・借替・リフォーム資金(中古物件、当庫ローン住公借替、他行肩代り含む)	32,400円 (全国保証は別途54,000円)		
全額繰上返済	繰上返済額が当初融資額の	50%以上 32,400円 30%以上50%未満 21,600円 10%以上30%未満 10,800円 10%未満 無 料	
	一部繰上返済	繰上返済額が当初融資額の	50%以上 21,600円 30%以上50%未満 10,800円 30%未満 5,400円
		金利変更(固定変動選択型) 固定⇄変動	5,400円
		返済条件変更	5,400円
保証人変更	5,400円		
担保変更(極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等)	16,200円		
担保解除	10,800円		
委任状再発行	5,400円		
委任状発行	1,080円		
不動産担保関係手数料(住宅・アパートローン関係以外)			
抵当権・根抵当権担保設定(新規設定、譲受)	設定金額1千万円未満	5,400円	
	設定金額1千万円以上5千万円未満	10,800円	
	設定金額5千万円以上	21,600円	
任意繰上償還(一部・全額繰上)	5,400円		
返済条件変更	5,400円		
保証人変更	5,400円		
担保変更(極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等)	16,200円		
担保解除	10,800円		
委任状再発行	5,400円		
委任状発行	1,080円		

※手数料金額には消費税を含みます。
 ※保証会社付消費者ローン、保証協会付融資等は別途定めがございます。
 ※くわしくは窓口にお問い合わせ下さい。

●取立手形・小切手等手数料(平成26年6月末現在)

項 目	浜田手形交換所 (显示期間前の手形)	他手形交換所 (手形・小切手)
代金取立手数料 (割引手形含)	当金庫同一店内あて	648円
	当金庫本支店あて 他行庫あて	
その他	不渡手形返却料	864円
	取立手形組戻料	
	送金・振込組戻料	
	その他特殊取扱	

自己資本の充実の状況等について

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	585
うち非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	585
特別積立金	3,300
繰越金(当期末残高)	48
その他	—
処分未済持分	△ 0
自己優先出資	△ —
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額	△ —
のれん相当額	△ —
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ —
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ —
基本的項目(A)	4,518
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—
一般貸倒引当金	215
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	△ —
補完的項目(B)	215
自己資本総額 [(A)+(B)] (C)	4,734
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	846
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	610
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額	△ 846
控除項目計(D)	—
自己資本額 [(C)-(D)] (E)	4,734
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス項目)	34,450
オフ・バランス取引等項目	266
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,228
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計(F)	37,945
単体Tier1比率(A/F)	11.90%
単体自己資本比率(E/F)	12.47%

(単位：百万円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,538	—
うち、出資金及び資本剰余金の額	589	—
うち、利益剰余金の額	3,972	—
うち、外部流出予定額(△)	23	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	214	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	214	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,752	—
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	9
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(イ)	4,752	—
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	35,709	—
資産(オン・バランス)項目	35,370	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,548	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	9	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,557	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	333	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	5	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,174	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	38,884	—
自己資本比率		
自己資本比率((イ)/(ニ))	12.22%	—

- (注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)に基づき、平成26年3月30日までの間「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しないこととされていますが、当金庫では平成24年度については「その他有価証券の評価差損」が発生していないことから自己資本比率の算出結果に影響はありません。

●自己資本調達手段の概要について

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は次のとおりです。

発行主体	日本海信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	589百万円

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	34,717	1,388	35,709	1,428
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	34,717	1,388	35,709	1,428
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	75	3	63	2
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	50	2	90	3
我が国の政府関係機関向け	146	5	198	7
地方三公社向け	117	4	17	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,394	295	6,355	254
法人等向け	10,353	414	9,685	387
中小企業等向け及び個人向け	8,027	321	8,210	328
抵当権付住宅ローン	469	18	443	17
不動産取得等事業向け	3,965	158	4,225	169
3ヶ月以上延滞等	218	8	151	6
取立未済手形	4	0	3	0
信用保証協会等による保証付	599	23	610	24
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	713	28	275	11
出資等のエクスポージャー			275	11
重要な出資のエクスポージャー			—	—
上記以外	2,314	92	8,594	343
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			5,929	237
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			388	15
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			80	3
上記以外のエクスポージャー			2,196	87
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 3,557	△ 142
⑥CVA リスク相当額を 8%で除して得た額			5	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	3,228	129	3,174	126
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	37,945	1,517	38,884	1,555

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要について

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%はもちろんのこと国際基準である8%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も少なく、ほとんど依存しておりません。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づき、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		オフバランス				
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	
国内	98,999	100,481	51,024	49,977	21,470	23,080	416	523	872	478	
国外	4,724	4,099	—	—	4,702	4,080	—	—	—	—	
地域別合計	103,724	104,581	51,024	49,977	26,173	27,160	416	523	872	478	
製造業	4,134	4,445	3,193	3,178	896	1,204	—	—	92	30	
農業、林業	60	50	60	50	—	—	—	—	—	—	
漁業	212	329	212	329	—	—	—	—	54	34	
鉱業、採石業、砂利採取業	32	96	32	96	—	—	—	—	—	—	
建設業	5,015	4,490	5,010	4,490	—	—	—	—	178	46	
電気・ガス・熱供給・水道業	664	826	360	422	300	400	—	—	—	—	
情報通信業	19	17	10	8	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	1,493	1,231	1,294	1,027	189	189	—	—	190	41	
卸売業、小売業	6,164	5,733	5,202	5,025	742	299	—	—	12	4	
金融業、保険業	38,303	41,004	1,769	2,101	14,723	16,954	—	—	8	8	
不動産業	3,277	3,535	2,976	3,134	200	400	—	—	7	7	
物品賃貸業	621	519	521	419	100	100	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	480	474	480	474	—	—	—	—	1	1	
宿泊業	1,907	1,915	1,907	1,914	—	—	—	—	161	160	
飲食業	819	840	819	840	—	—	—	—	2	2	
生活関連サービス業、娯楽業	1,468	1,254	1,468	1,254	—	—	—	—	10	3	
教育、学習支援業	1,564	1,592	1,564	1,592	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	2,094	1,501	2,094	1,501	—	—	—	—	—	6	
その他のサービス	1,730	1,699	1,628	1,644	—	—	—	—	7	—	
国・地方公共団体等	15,346	15,617	8,847	9,625	6,489	5,982	—	—	—	—	
個人	11,567	10,843	11,567	10,843	—	—	—	—	143	129	
その他	6,742	6,559	0	0	2,532	1,630	416	523	—	—	
業種別合計	103,724	104,581	51,024	49,977	26,173	27,160	416	523	872	478	
1年以下	20,865	11,944	6,952	5,607	2,069	2,108	416	523	—	—	
1年超3年以下	15,365	20,757	4,349	4,161	5,205	6,812	—	—	—	—	
3年超5年以下	12,151	12,316	7,045	7,483	5,006	3,601	—	—	—	—	
5年超7年以下	8,419	9,425	5,507	5,905	2,811	2,919	—	—	—	—	
7年超10年以下	20,209	18,955	12,521	11,818	6,333	4,727	—	—	—	—	
10年超	19,056	21,722	14,309	14,732	4,746	6,990	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	7,657	9,459	337	269	—	—	—	—	—	—	
残存期間別合計	103,724	104,581	51,024	49,977	26,173	27,160	416	523	—	—	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

貸倒引当金は「資産査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

なお、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減については38ページに掲載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		24年度	25年度
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度		
製造業	121	91	△ 29	△ 53	91	37	—	—
農業、林業	0	0	△ 0	△ 0	0	0	—	—
漁業	50	53	2	△ 14	53	38	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	279	275	△ 4	△ 105	275	169	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2	—	△ 2	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	163	164	1	△ 147	164	16	—	—
卸売業、小売業	153	168	15	11	168	180	—	—
金融業、保険業	30	32	1	9	32	41	—	—
不動産業	110	126	16	△ 18	126	107	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	—	—
宿泊業	366	421	54	102	421	523	—	—
飲食業	16	38	22	△ 4	38	34	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	113	113	0	△ 111	113	1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	34	37	3	2	37	40	—	—
その他のサービス	9	15	6	316	15	332	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	177	145	△ 32	△ 1	145	143	—	—
その他	0	0	△ 0	△ 0	0	0	—	—
合計	1,631	1,685	54	△ 15	1,685	1,669	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成 24 年度		平成 25 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	21,505	—	22,063
10%	—	11,819	—	12,044
20%	501	32,707	100	32,138
35%	—	1,361	—	1,282
50%	2,105	649	2,611	118
75%	—	12,429	—	12,694
100%	194	20,387	302	18,610
150%	—	63	—	211
250%	—	—	—	2,404
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	103,724		104,581	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」や「資産査定事務取扱要領」等により、適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	858	809	6,720	5,263	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引には投資信託の裏付け資産が該当します。投資信託については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しています。また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
①派生商品取引合計	10	11	2	3
(i) 外国為替関連取引	6	6	1	2
(ii) 金利関連取引	0	—	0	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	2	4	0	0
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	10	11	2	3

	平成24年度	平成25年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、投資信託等のリスクの認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況をリスク管理委員会又はALM委員会に報告しております。また、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	343	343	264	264
非 上 場 株 式 等	381	381	378	378
合 計	724	724	643	643

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等を含めております。
3. 上記の「非上場株式」は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
売 却 益	17	37
売 却 損	42	32
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
評 価 損 益	△ 38	△ 20

二. 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例：貸出金・有価証券・預け金等）について、金利変動により発生するリスク量をみるものです。当金庫の平成26年3月末の金利リスク量は、過去5年間の金利変動データに基づき統計処理（99%タイル値）によって求められた金利変動幅を使用した場合、827百万円となりました。

なお、要求払預金（普通預金、当座預金等）の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がありません。お客様の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の50%相当額を期間帯「1年超3年以内（平均2.5年）」に全額置き、リスク量を算定しています。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	445	827

資料編

【財務諸表】

●貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第90期 平成24年度	第91期 平成25年度
(資産の部)		
現金	1,855	1,855
預け金	21,297	21,476
買入金銭債権	300	400
有価証券	27,972	29,205
国債	4,753	3,969
地方債	1,947	2,237
社債	15,488	17,369
株式	180	133
その他の証券	5,601	5,494
貸出金	50,579	49,523
割引手形	207	242
手形貸付	1,760	1,061
証書貸付	45,036	44,875
当座貸越	3,574	3,344
その他資産	576	481
未決済為替貸	20	16
信金中金出資金	293	293
前払費用	0	-
未収収益	192	158
その他の資産	68	12
有形固定資産	1,253	1,267
建物	425	404
土地	742	739
リース資産	7	46
その他の有形固定資産	77	77
無形固定資産	12	9
ソフトウェア	7	5
その他の無形固定資産	4	4
債務保証見返	318	390
貸倒引当金	△1,904	△1,887
(うち個別貸倒引当金)	(△1,689)	(△1,673)
資産の部合計	102,260	102,722

科 目	第90期 平成24年度	第91期 平成25年度
(負債の部)		
預金積金	92,145	95,716
当座預金	1,088	1,117
普通預金	30,856	33,487
貯蓄預金	981	925
通知預金	19	48
定期預金	54,942	55,444
定期積金	3,896	3,943
その他の預金	360	749
借入金	4,116	1,018
借入金	1,116	1,018
当座借越	3,000	-
その他負債	228	295
未決済為替借	20	11
未払費用	143	166
給付補填備金	5	4
未払法人税等	1	13
前受収益	25	26
払戻未済金	0	0
リース債務	7	46
その他の負債	24	25
賞与引当金	60	58
退職給付引当金	29	16
役員退職慰労引当金	56	70
睡眠預金払戻損失引当金	3	2
偶発損失引当金	18	40
繰延税金負債	193	125
債務保証	318	390
負債の部合計	97,168	97,733
(純資産の部)		
出資金	585	589
普通出資金	585	589
利益剰余金	3,957	3,972
利益準備金	585	585
その他利益剰余金	3,372	3,386
特別積立金	3,150	3,300
当期末処分剰余金	222	86
処分未済持分	△0	-
会員勘定合計	4,542	4,561
その他有価証券評価差額金	548	426
評価・換算差額等合計	548	426
純資産の部合計	5,091	4,988
負債及び純資産の部合計	102,260	102,722

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	第90期 平成24年度	第91期 平成25年度
経常収益	1,922,629	2,012,864
資金運用収益	1,634,030	1,598,538
貸出金利息	1,175,559	1,116,198
預け金利息	80,639	76,775
有価証券利息配当金	367,585	395,408
その他の受入利息	10,245	10,155
役務取引等収益	156,565	157,620
受入為替手数料	78,789	79,250
その他の役務収益	77,776	78,369
その他業務収益	108,115	215,233
外国為替売買益	834	1,027
国債等債券売却益	95,647	194,276
その他の業務収益	11,633	19,929
その他経常収益	23,917	41,472
償却債権取立益	62	1,325
株式等売却益	17,149	37,270
その他の経常収益	6,705	2,875
経常費用	1,732,681	1,951,244
資金調達費用	114,400	114,017
預金利息	87,296	89,807
給付補填備金繰入額	3,228	2,441
借入金利息	23,875	21,769
役務取引等費用	120,609	113,874
支払為替手数料	28,244	29,389
その他の役務費用	92,365	84,484
その他業務費用	7,880	15,625
国債等債券売却損	7,709	15,416
その他の業務費用	171	208

科 目	第90期 平成24年度	第91期 平成25年度
経費	1,320,249	1,388,867
人件費	792,097	873,560
物件費	505,315	492,893
税金	22,836	22,412
その他経常費用	169,541	318,859
貸倒引当金繰入額	116,026	261,485
株式等売却損	42,543	32,319
その他資産償却	3,340	-
その他の経常費用	7,631	25,055
経常利益	189,947	61,619
特別利益	9	-
固定資産処分益	9	-
特別損失	5,602	5,022
固定資産処分損	435	669
減損損失	5,167	4,353
税引前当期純利益	184,354	56,596
法人税、住民税及び事業税	1,245	19,865
法人税等調整額	6,771	△1,273
当期純利益	176,337	38,004
繰越金(当期首残高)	45,725	48,857
当期末処分剰余金	222,062	86,862

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剰余金	222,267,266	86,862,331
当期末処分剰余金	222,062,266	86,862,331
利益準備金積立超過取崩額	205,000	-
剰余金処分数額	173,409,879	27,835,877
利益準備金	-	4,370,000
普通出資に対する配当金	23,409,879	23,465,877
(配当率)	(年4%)	(年4%)
特別積立金	150,000,000	-
繰越金(当期末残高)	48,857,387	59,026,454

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月26日
日本海信用金庫
理事長

吉本晃司 

平成24年度及び平成25年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任 必ず監査法人の監査を受けております。

【平成25年度注記 貸借対照表】

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。
 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価法)として移動平均法により算定、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産法により処理しております。
 3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 7年~39年
 その他 3年~20年
 4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金融利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存期間については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 7. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
 8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年度財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 なお、会計基準変更時差費(388百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金金庫)に参加しており、当該年金制度に加入する各年金制度の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)	時価	差額
(1) 年金資産の額	1,476,279百万円	89
年金引当金の給付債務の額	1,698,432百万円	51
差引額	△222,153百万円	-
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成25年3月31日現在)	0.1139%	
③ 補足説明		
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び別途積立金3,283百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間18年10ヶ月の元利均等返済方式であり、当金庫は、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、特別積立金の額は、予め定められた比率を掛金拠出時の標準給付額に東にすることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。		
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。		
11. 懸賞金支払損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。		
12. 借換損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。		
13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の買取債取引に準じた会計処理によっております。		
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。		
15. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	891百万円	
16. 有形固定資産の減価償却累計額	2,437百万円	
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得したリース物件の取得原価相当額及び減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		

取得原価相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
有形固定資産	6	1
計	6	1

②未経過リース料期末残高相当額
 一年以内 0 百万円
 一年超 0
 合計 0

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払引込み法により算定しております。

③支払リース料及び減価償却費相当額
 支払リース料 0 百万円
 減価償却費相当額 0

④減価償却費相当額の算定方法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は445百万円、延滞債権額は4,257百万円であり、
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本及び利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒債引を行って処分を除く。以下「未取利息」計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未取利息計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支拂を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 なお、貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権は0百万円であり、
 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 20. 貸出金のうち、貸出条件緩和价值権額は219百万円であり、
 なお、貸出条件緩和价值権とは、債務者の経営再建又は支拂を図ることを目的として、金利の減免、利息の取立て、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和价值権額の合計額は4,923百万円であり、
 なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
 22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号(以下「手形」)に基づき金額取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引当手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は△242百万円であり、
 23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	時価	差額
有価証券	112百万円	-
預り金	1,503百万円	-
担保貸借に対応する債務	12百万円	-
借入金	1,018百万円	-

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金1,000百万円を差し入れております。
 24. 貸出引当金の総資産額 422円95銭
 25. 金融商品の取引に関する事項
 (1)金融商品に対する取引方針
 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)をしております。
 (2)金融商品の内容及そのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 (3)金融商品に係るリスク管理体制
 ① 信用リスクの管理
 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証/担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店の審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常勤理事会を開催し、審議、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことと管理しております。
 ② 市場リスクの管理
 (i)金利リスクの管理
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM

- 委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
 (ii)為替リスクの管理
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 (iii)価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、有価証券運用基準に従い行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。有価証券部が保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングして、適時買戻しや売却を行っております。これらの情報は経営企画部及び審査管理部を通じて、常勤理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
 (iv)市場リスクに係る定量的情報
 当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積立、借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出されており、平成26年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失期間の推計値)は、全体で1,801百万円です。
 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できな場合があります。
 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調整を行うなどにより、流動性リスクを管理しております。
 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を提示しております。
 26. 金融商品の時価等に関する事項
 平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非市場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	21,476	21,565	89
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	968	1,020	51
その他の有価証券	28,042	28,042	-
(3) 貸出金(*1)	49,523		
貸倒引当金(*2)	△1,883		
	47,639	49,125	1,485
金融資産計	96,127	99,753	1,625
(1) 預金積立	95,716	95,919	202
(2) 借入金(*1)	1,018	1,152	134
金融負債計	96,734	97,071	337

(*1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
 (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 (注1) 金融商品の時価等の算定方法
 金融資産
 (1)預け金
 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価として記載しております。
 (2) 有価証券
 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。百円未満の預金積立は、貸倒引当金控除後の将来キャッシュ・フローを市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27. から28. に記載しております。
 (3)貸出金
 貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している金額(貸倒引当金控除後の額。以下「貸出金計上額」という)。
 ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。
 ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた金額。金融負債
 (1)預金積立
 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金については、元本及び元本に付する利息を時価とみなし、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
 (2)借入金
 借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非市場株式(*1)	49
非市場投資信託(*1)	109
組合出資金(*2)	34
合計	193

(*1) 非市場株式及び非市場投資信託については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものとして記載しております。
 (*2) 組合出資金のうち、組合財産が非市場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
 (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	8,731	10,383	2,362	-
有価証券	2,119	10,745	8,603	7,192
満期保有目的の債券	100	-	-	867
その他の有価証券のうち満期があるもの	2,018	10,745	8,603	6,325
貸出金(*1)	7,677	18,958	11,695	6,862
合計	18,527	40,086	22,660	14,054

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
 (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積立(*1)	77,223	17,990	313	188
借入金	-	-	578	440
合計	77,223	17,990	891	628

(*1) 預金積立のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
 27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、国債、地方債、社債、株式、その他の証券が含まれております。以下、28. まで同様であります。
 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種別	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	99	100	0
	社債	-	-	-
	その他	393	468	74
	小計	493	568	75
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	74	71	△3
	社債	-	-	-
	その他	400	379	△20
	小計	474	450	△23
合計		968	1,020	51

【平成25年度注記 損益計算書】
(注)

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	取得原価		
		貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	15	15	0
	債券	21,069	20,563	506
	国債	3,969	3,803	165
	地方債	1,763	1,704	59
	社債	15,336	15,055	281
	その他	3,318	3,174	144
	小 計	24,403	23,752	650
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	68	72	△4
	債券	2,332	2,342	△10
	国債	—	—	—
	地方債	299	299	△0
	社債	2,032	2,042	△9
その他	1,238	1,290	△52	
小 計	3,639	3,706	△66	
合 計		28,042	27,458	584

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	958	37	10
債 券	5,082	181	5
国 債	2,188	77	2
地方債	—	—	—
社 債	2,893	104	3
そ の 他	520	12	31
合 計	5,961	231	47

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けるとを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,365百万円であり、このうち、契約残存期間が1年以内のものが3,561百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相対の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的な予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸借引当金損金繰入限度超過額	432百万円
減価償却費損金繰入限度超過額	24百万円
賞与引当金	18百万円
役員退職慰労引当金	19百万円
退職給付引当金	4百万円
有価証券評価損	16百万円
減損損失	18百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	563百万円
評価性引当額	△631百万円
繰延税金資産合計	32百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△157百万円
繰延税金負債合計	△157百万円
繰延税金負債の純額	△125百万円

31. 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29%から27%となります。この税率変更により、繰延税金負債は9百万円減少し、その他有価証券評価差額金は11百万円増加し、法人税等調整額は2百万円増加しております。

【平成25年度注記 損益計算書】

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出費1口当たり当期利益金額 3円23銭。
3. 当期において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な価値の下落等により、以下の資産グループA所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失(千円)
浜田市	営業用店舗4カ店	事業用不動産	2,935
江津市	営業用店舗2カ店	事業用不動産	1,079
江津市	遊休不動産1カ店	所有不動産	337
合 計			4,351

資産のルーピングについては、営業用店舗は営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店、遊休資産は当該資産をルーピングの最小単位としております。また、本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

※会計監査人の監査報告書謄本



※監事の監査報告書謄本



【報酬体系について】

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	70百万円

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」58百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成25年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

【経営に関する指標】

●総資金利鞘の状況

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
資金運用利回	1.62	1.55
資金調達原価率	1.46	1.49
総資金利鞘	0.16	0.06

●資産利益率の状況

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.18	0.05
総資産当期純利益率	0.17	0.03

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

●業務粗利益の状況

(単位：千円、%)

	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	1,519,630	1,484,520
資金運用収益	1,634,030	1,598,538
資金調達費用	114,400	114,017
役務取引等収支	35,955	43,745
役務取引等収益	156,565	157,620
役務取引等費用	120,609	113,874
その他業務収支	100,234	199,607
その他業務収益	108,115	215,233
その他業務費用	7,880	15,625
業務粗利益	1,655,821	1,727,874
業務粗利益率	1.65	1.68

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●資金運用・調達勘定の状況

(単位：平均残高/百万円、利息/千円、利回/%)

	平均残高		利息		利回り	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
資金運用勘定	100,348	102,827	1,634,030	1,598,538	1.62	1.55
うち貸出金	49,390	49,458	1,175,559	1,116,198	2.38	2.25
うち預け金	22,975	25,565	80,639	76,775	0.35	0.30
うち有価証券	27,164	27,284	367,585	395,408	1.35	1.44
資金調達勘定	96,979	99,273	114,400	114,017	0.11	0.11
うち預金積金	95,786	98,194	90,525	92,248	0.09	0.09
うち借入金	1,193	1,078	23,875	21,769	2.00	2.01

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

●受取利息、支払利息の状況

(単位：千円)

	平成24年度			平成25年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	29,490	△ 70,584	△ 41,094	47,379	△ 82,871	△ 35,492
うち貸出金	12,701	△ 85,736	△ 73,035	1,535	△ 60,896	△ 59,361
うち預け金	△ 2,900	△ 8,045	△ 10,945	14,459	△ 18,323	△ 3,864
うち有価証券	24,160	17,975	42,135	1,728	26,094	27,822
支払利息	2,517	△ 11,264	△ 8,747	△ 382	—	△ 382
うち預金積金	1,770	△ 8,328	△ 6,558	1,723	—	1,723
うち借入金	△ 4,956	2,768	△ 2,188	△ 2,220	115	△ 2,105

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しています。

【預金に関する指標】

●預金・譲渡性預金残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
流動性預金	32,946	36,956	35,578	38,378
うち有利息預金	31,857	36,096	34,461	37,439
定期性預金	58,838	58,508	59,387	59,469
うち固定金利定期預金	54,941	54,585	55,443	55,594
うち変動金利定期預金	0	13	0	0
その他	360	321	749	346
計	92,145	95,786	95,716	98,194
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	92,145	95,786	95,716	98,194

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
定期預金	54,942	55,444
固定金利定期預金	54,941	55,443
変動金利定期預金	0	0
その他	—	—

【貸出金に関する指標】

●科目別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割引手形	207	168	242	190
手形貸付	1,760	1,058	1,061	1,108
証書貸付	45,036	44,791	44,875	45,040
当座貸越	3,574	3,371	3,344	3,118
合計	50,579	49,390	49,523	49,458

●預貸率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
期末預貸率	54.89	51.74
期中平均預貸率	51.56	50.36

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●金利種別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸出金	50,579	49,523
変動金利	22,528	21,895
固定金利	28,050	27,628

●貸出金業種別内訳

(単位：百万円、比率：%)

	平成24年度			平成25年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	96	3,124	6.17	98	3,155	6.37
農 業、林 業	4	57	0.11	3	49	0.09
漁 業	6	211	0.41	10	329	0.66
鉱業、採石業、砂利採取業	2	32	0.06	2	96	0.19
建 設 業	180	4,636	9.16	171	4,018	8.11
電気、ガス、熱供給、水道業	8	357	0.70	9	422	0.85
情 報 通 信 業	1	6	0.01	1	4	0.00
運 輸 業、郵 便 業	29	1,291	2.55	27	1,024	2.06
卸 売 業、小 売 業	213	4,986	9.85	209	4,771	9.63
金 融 業、保 険 業	9	1,758	3.47	9	2,093	4.22
不 動 産 業	50	2,641	5.22	57	2,559	5.16
物 品 賃 借 業	4	521	1.03	4	419	0.84
学術研究、専門・技術サービス業	14	345	0.68	17	350	0.70
宿 泊 業	20	1,895	3.74	21	1,900	3.83
飲 食 業	67	700	1.38	69	705	1.42
生活関連サービス業、娯楽業	52	1,366	2.70	47	1,186	2.39
教育、学習支援業	12	1,554	3.07	16	1,577	3.18
医 療、福 祉	40	1,992	3.93	39	1,383	2.79
その他のサービス	58	1,596	3.15	63	1,618	3.26
小 計	865	29,076	57.48	872	27,667	55.86
地 方 公 共 団 体	7	8,816	17.43	7	9,599	19.38
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,626	12,686	25.08	4,508	12,257	24.75
合 計	5,498	50,579	100.00	5,387	49,523	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
当 金 庫 預 金 積 金	931	996
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	12,917	12,132
そ の 他	—	—
計	13,848	13,128
信用保証協会・信用保険	12,008	11,361
保 証	7,853	7,736
信 用	16,869	17,297
合 計	50,579	49,523

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	6
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	55	55
そ の 他	—	—
計	56	61
信用保証協会・信用保険	39	35
保 証	198	293
信 用	23	—
合 計	318	390

●貸出金資金使途別内訳

(単位：百万円、比率：%)

	平成24年度		平成25年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	15,851	31.33	15,711	31.72
運 転 資 金	34,728	68.66	33,812	68.27
合 計	50,579	100.00	49,523	100.00

●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	230	215	-	※1 230	215
	平成25年度	215	214	-	※1 215	214
個別貸倒引当金	平成24年度	1,634	1,689	75	※2 1,558	1,689
	平成25年度	1,689	1,673	278	※2 1,410	1,673
合計	平成24年度	1,864	1,904	75	1,788	1,904
	平成25年度	1,904	1,887	278	1,626	1,887

※1：洗い替えによる取崩額

※2：主として税法による取崩額

【有価証券に関する指標】

●預証率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
期末預証率	30.35	30.51
期中平均預証率	28.35	27.78

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●有価証券残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	4,753	4,438	3,969	4,004
地方債	1,947	1,598	2,237	2,010
政府保証債	4,082	4,105	3,133	3,442
公社公団債	1,642	1,674	2,654	1,946
金融債	6,159	5,905	7,342	6,664
事業債	3,603	3,862	4,238	3,703
株式	180	175	133	157
投資信託	617	729	1,190	823
外国証券	4,825	4,489	4,192	4,357
その他の証券	158	184	111	173
合計	27,972	27,164	29,205	27,284

●有価証券の残存期間別残高

平成24年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	324	302	-	1,176	2,111	838	-	4,753
地方債	200	100	401	100	105	1,039	-	1,947
社債	952	4,353	3,644	1,485	4,027	1,025	-	15,488
株式	-	-	-	-	-	-	180	180
外国証券	602	508	1,023	215	413	2,062	-	4,825
その他	-	49	99	103	98	-	425	776
合計	2,078	5,315	5,169	3,081	6,755	4,966	606	27,972

平成25年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	300	-	-	637	1,472	1,557	-	3,969
地方債	100	201	499	307	100	1,027	-	2,237
社債	1,416	5,549	2,728	1,787	2,676	3,209	-	17,369
株式	-	-	-	-	-	-	133	133
外国証券	300	1,121	411	317	643	1,397	-	4,192
その他	-	-	232	259	399	-	410	1,302
合計	2,119	6,872	3,872	3,310	5,293	7,192	544	29,205

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	278	281	2	99	100	0
	社債	150	151	1	—	—	—
	その他	731	799	68	393	468	74
	小計	1,160	1,232	72	493	569	75
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1	1	△0	74	71	△3
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	800	777	△22	400	379	△20
	小計	801	778	△22	474	450	△23
合計	1,961	2,010	49	968	1,020	51	

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	107	96	10	15	15	0
	債券	21,271	20,551	719	21,069	20,563	506
	国債	4,753	4,518	234	3,969	3,803	165
	地方債	1,568	1,504	63	1,763	1,704	59
	社債	14,949	14,528	421	15,336	15,055	281
	その他	3,298	3,172	126	3,318	3,174	144
	小計	24,677	23,820	856	24,403	23,752	650
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	24	25	△0	68	72	△4
	債券	488	502	△13	2,332	2,342	△10
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	99	99	△0	299	299	△0
	社債	389	402	△13	2,032	2,042	△9
	その他	733	802	△69	1,238	1,290	△52
	小計	1,247	1,330	△83	3,639	3,706	△66
合計	25,924	25,151	773	28,042	27,458	584	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	48	49
非上場投資信託	—	109
組合出資金	38	34
合計	86	193

●売買目的有価証券

該当ございません。

●子会社・子法人等株式および関連法人等株式

該当ございません。

●金銭の信託

該当ございません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

金庫の主要な事業内容（業務の種類）

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行 株式会社日本政策金融公庫 独立行政法人住宅支援機構 独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人中小企業基盤整備機構 漁業信用基金協会
日本酒造組合中央会 西日本建設業保証株式会社 財団法人建設業振興基金
一般社団法人しんきん保証基金 社団法人全国石油協会 独立行政法人福祉医療機構
年金積立金管理運用独立行政法人
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (14) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委任に基づき行う当せん金証票の販売事務等
 - (2) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行なう電子債権記録業に係る業務

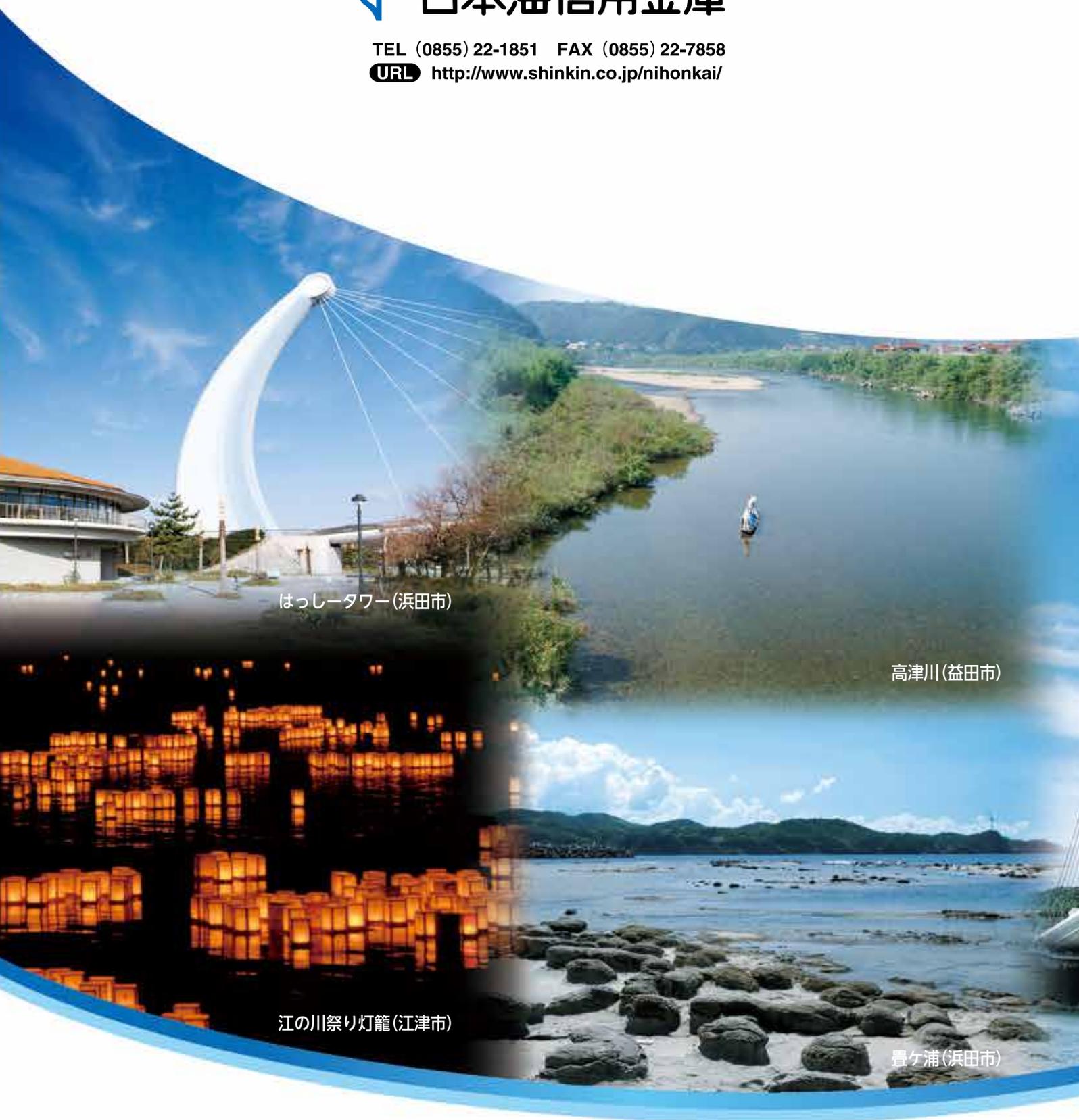


帆いっぱい、夢をはらんで。

日本海信用金庫

TEL (0855) 22-1851 FAX (0855) 22-7858

URL <http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>



はっしータワー(浜田市)

高津川(益田市)

江の川祭り灯籠(江津市)

豊ヶ浦(浜田市)